

平成24年度兵庫県水防計画（案）

資料5

第1章 総 則 第1節 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づき、同法第1条の目的を達成するため、兵庫県管内の河川、海岸、港湾、ため池等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な水防倉庫、器具、資材等の整備及び運用についての大綱を示したものである。

第2節 用語の定義

1 兵庫県水防本部

兵庫県域における水防を統括するため、兵庫県に設置する水防本部をいう。

2 水防管理団体(法第2条第1項)

水防の責任を有する市町をいう。

3 指定水防管理団体(法第4条)

水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大なる関係のあるものとして知事が指定した水防管理団体をいう。

4 水防管理者(法第2条第2項)

水防管理団体である市町の長をいう。

5 消防機関の長(法第2条第4項)

消防本部を置く市町にあっては消防長を、消防本部を置かない市町にあつては消防団の長をいう。

6 水防警報(法第2条第7項)

国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定した河川又は海岸について、洪水、津波又は高潮によつて災害がおこるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

水防警報第1号=待機

水防警報第2号=準備

水防警報第4号=解除

水防警報第3号=出動

7 水防警報河川又は水防警報海岸(法第16条)

(1) 国土交通大臣が、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。

(2) 知事が、前項以外の河川又は海岸で県民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるとして指定し、公示した河川又は海岸をいう。

8 洪水、津波又は高潮予警報(法第10条、法第11条)

気象庁長官(あらかじめ定められている河川については、国土交通大臣又は知事と気象庁長官とが共同して)が、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるとき、その状況を周知させるために行う発表をいう。

9 水位周知河川(法第13条)

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により相当の損害が生ずるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

10 浸水想定区域(法第 14 条)

指定した河川について、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域をいう。

11 兵庫県災害対策本部

災害対策基本法第 23 条(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき災害に対する緊急措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めて設置する機関をいう。

12 水防指令

兵庫県水防本部長(知事)が、県の機関に対し、水防非常配備態勢につく指令をいう。

水防指令第 1 号=第 1 非常配備態勢(少數)

水防指令第 2 号=第 2 非常配備態勢(半数)

水防指令第 3 号=第 3 非常配備態勢(全員)

13 水防団待機水位〔通報水位(法第 12 条第 1 項)〕

量水標管理者(土木事務所長等)が、水防本部長に報告を開始する水位をいう。(水防団待機の目安)
(参考)おおむね以下のように設定している。

$$[\text{水防団待機水位(通報水位)} = \text{はん濫注意水位(警戒水位)} \times 0.7]$$

14 はん濫注意水位〔警戒水位(法第 12 条第 2 項、第 17 条)〕

増水時に水防管理者が水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない水位として知事が定める水位をいう。河川の水位が当該水位を超えたとき、あるいは下回ったとき、量水標管理者(土木事務所長等)は、水防本部長に報告することとなっている。

(参考)おおむね以下のように設定している。

(1) 改修済区域

$$\text{はん濫注意水位(警戒水位)} = \text{計画高水位} \times 0.6 \sim 0.7$$

(2) 未改修区域

$$\text{はん濫注意水位(警戒水位)} = \text{護岸高} \times 0.5$$

15 避難判断水位〔特別警戒水位(法第 13 条第 1 項、第 2 項)〕

はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう(市町が発する避難勧告の目安)。

16 はん濫危険水位〔危険水位〕

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の起こるおそれがある水位をいう。

17 水防連絡会

各土木事務所等が、水防体制を強化するため、管内の水防管理団体等の関係機関と組織する会をいう。

18 土木事務所(長)等

行政組織規則第 87 条の 12 第 1 項に規定する各土木事務所(長)並びに第 87 条の 16 に規定する尼崎港管理事務所(長)及び第 87 条の 19 に規定する姫路港管理事務所(長)をいう。

第 3 節 水 防 の 責 任

1 兵庫県の責任(法第 3 条の 6)

- 県は、県下における水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう確保すべき責任を有する。
- 2 市町の責任(法第3条)
- 市町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。
- 3 気象庁長官(神戸海洋気象台長)の責任(法第10条第1項)
- 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮等のおそれのあると認められるときは、その状況を兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(以下「報道機関」という。)の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。
- 4 国土交通大臣(近畿地方整備局長)の責任(法第10条第2項、法第13条第1項、法第14条、法第16条第1項・第2項)
- (1) 国土交通大臣は、円山川、出石川、加古川、揖保川、中川、元川について洪水のおそれのあると認められるときは神戸海洋気象台長と共同して洪水予報を行い、猪名川、藻川について洪水のおそれのあると認められるときは大阪管区気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して兵庫県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。
- (2) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。
- (3) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について洪水、津波又は高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認められるときは、水防警報を行い、兵庫県知事に通知しなければならない。
- (4) 国土交通大臣は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 5 知事の責任(法第10条第3項、法第11条、法第13条第2項・第3項、法第14条第1項・第3項、法第16条第1項・第3項)
- (1) 知事は、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれのあると認められるときは、神戸海洋気象台長と共同して洪水予報を行い、その状況を水位又は流量を示して直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。
- (2) 知事は、あらかじめ指定した河川について、浸水想定区域の指定を行い、その区域及び想定される水深を公表するとともに、関係市町長に通知するものとする。
- (3) 知事は、あらかじめ指定した河川又は海岸について、水防警報を発令しなければならない。
- (4) 知事は、あらかじめ指定した河川について、避難判断水位(特別警戒水位)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- (5) 知事は、国土交通大臣から洪水予報の通知を受けた時は、直ちに水防計画で定める水防管理者及び量水標等の管理者に通知しなければならない。
- (6) 知事は、国土交通大臣から水防警報の通知を受けたとき、又は(3)項の水防警報を発令したときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- (7) 知事は、国土交通大臣から河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達した旨の通知を受けたときは、水防計画で定める水防管理者及びその他水防に関係のある機関に通知しなければならない。

6 市町防災会議の責任(法第15条第1項・第2項・第4項)

- (1) 市町防災会議は、市町地域防災計画において浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 洪水予報及びはん濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の伝達方法
 - イ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項
 - ウ 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。)又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地等
- (2) 市町防災会議は、浸水想定区域内の前項ウの施設について、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報及びはん濫警戒情報(特別警戒水位到達情報)の伝達方法を定めるものとする。

7 市町長の責任(法第15条第3項・第4項)

- (1) 市町長は、市町地域防災計画で定められた洪水予報の伝達方法、避難場所、その他円滑かつ迅速な避難の確保のために必要な事項等を住民に周知させるよう努めるものとする。
- (2) 浸水想定区域を含む市町村長は、市町村地域防災計画に定められた事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

8 水防管理者の責任(法第17条)

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動準備をさせなければならぬ。

9 警察署の任務(法第22条)

警察署は、水防のため水防管理者等から出動援助の要請等があったときは、協力するものとする。

10 通信機関の責任(法第27条)

通信機関は、水防上緊急を要する通信が迅速に行われるよう協力しなければならない。

11 量水標管理者の責任(法第12条)

量水標管理者(土木事務所長等)は、量水標の水位が水防団待機水位(通報水位)を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

12 一般県民の義務(法第24条、法第29条)

一般県民は、常に気象状況、水防状況等に注意し水防管理者等から要請があったときは、水防に従事するとともに、水防管理者等から立ち退きの指示があったときは、その指示に従うものとする。

第4節 安全配慮

水防活動に従事する者(以下「水防団員等」という。)は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

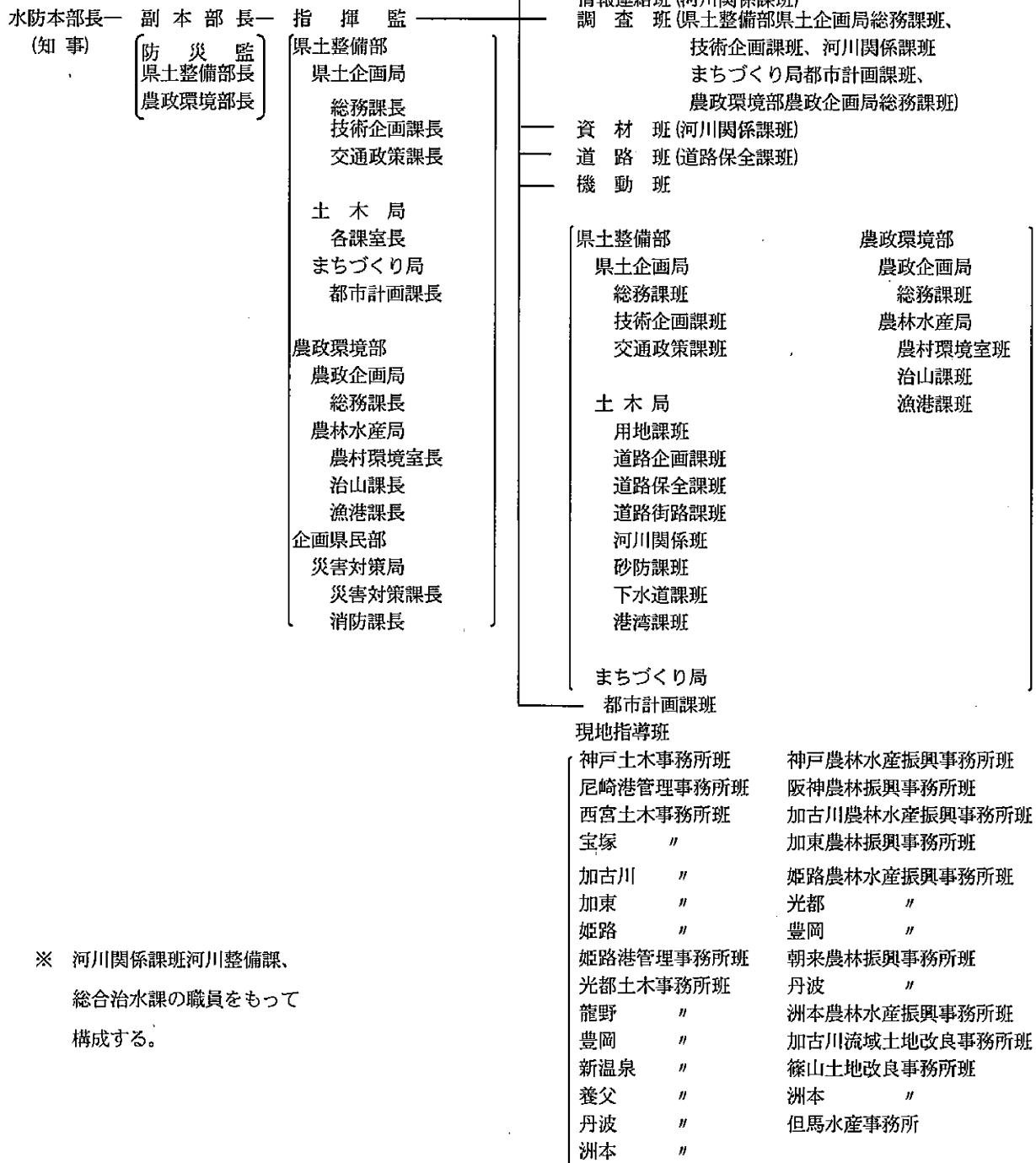
特に津波は、箇所により到達時間が異なるとともに避難に要する時間も様々であるため、水防団員等は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施しなければならない。

第2章 水防組織

第1節 水防本部

県は、県下における水防を統括するために水防本部を設置し、その事務局を県土整備部土木局河川整備課内に置く。ただし、県に災害対策本部が設置された場合には、水防本部はそのままの形で災害対策本部の水防部になり、水防部の部長は県土整備部長をもってあてる。

1 水防本部の機構



2 職務分担

- (1) 水防本部長は、水防本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- (2) 副本部長は、水防本部長を補佐し、水防本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 指揮監は、水防本部長の命を受け、各班を指揮監督する。

3 各班の事務分担

各班は、次の事務を分担する。

なお、その詳細については、班長があらかじめ定めておくものとする。

- (1) 総務班 緊急対策、本部要員の招集その他水防本部の庶務
- (2) 情報連絡班 気象台、庁内関係各課、県民局関係土木事務所等、国土交通省河川関係事務所、県警本部等関係機関との情報連絡、水防記録、広報(災害対策本部設置時の本部と水防部との連絡調整)
- (3) 調査班 関係部所管の被害状況の把握及びその他調査報告
- (4) 資材班 資材の収集、確保、運送
- (5) 道路班 道路交通の確保
- (6) 機動班 所管指導班の応援
- (7) 現地指導班 所管区域内水防管理団体等の技術指導、情報連絡その他現地における水防事務

4 現地指導班の水防所管区域

(1) 河川、国土交通省海岸関係

班 名	所 管 区 域	
神 戸 土木事務所	神戸市	(1市)
尼崎港管理事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所所管区域)	(3市)
西 宮 土木事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市(尼崎港管理事務所の所管区域を除く)	(3市)
宝 塚 "	西宮市(ただし、尼崎港管理事務所、西宮土木事務所の所管区域を除く)、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町)	(5市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(福良町、播磨町)	(3市2町)
加 東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町)	(5市1町)
姫 路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町)(ただし、姫路港管理事務所の所管区域を除き、生野ダムを含む。)	(1市3町)
姫路港管理事務所	姫路市(姫路港管理事務所所管区域)	(1市)
光都土木事務所	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町)	(2市2町)
龍 野 "	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊 岡 "	豊岡市	(1市)
新温泉 "	美方郡(新温泉町、香美町)	(2町)
養 父 "	養父市、朝来市	(2市)
丹 波 "	篠山市、丹波市	(2市)
洲 本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合 計		29市 12町

(2) ため池関係

班 名	所 管 区 域
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)
阪神農林振興事務所	尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市 川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (7市1町)
加古川流域土地改良事務所	明石市、加古川市、高砂市、三木市、加古郡(稻美町、播磨町) 西脇市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (8市3町)
姫路農林水産振興事務所	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)
光都 "	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町) (4市3町)
豊岡 "	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
朝来農林振興事務所	養父市、朝来市 (2市)
篠山土地改良事務所	篠山市、丹波市 (2市)
洲本 "	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
合 計	29市 12町

(3) 農林水産省海岸関係

班 名	所 管 区 域
神戸農林水産振興事務所	神戸市 (1市)
加古川 "	明石市、加古郡(播磨町) (1市1町)
姫路 "	姫路市 (1市)
光都 "	赤穂市、たつの市 (2市)
但馬水産事務所	豊岡市、美方郡(新温泉町、香美町) (1市2町)
洲本農林水産振興事務所	洲本市、南あわじ市、淡路市 (3市)
洲本土地改良事務所	淡路市、南あわじ市内の農林水産省(農村振興局)所管海岸 (2市)
合 計	9市 3町

(4) 開発行為関係

班 名	所 管 区 域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮 "	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚 "	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡(猪名川町) (4市1町)
加古川 "	明石市、加古川市、高砂市、加古郡(稻美町、播磨町) (3市2町)
加東 "	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可郡(多可町) (5市1町)
姫路 "	姫路市、神崎郡(市川町、福崎町、神河町) (1市3町)
光都 "	相生市、赤穂市、赤穂郡(上郡町)、佐用郡(佐用町) (2市2町)

龍野〃	たつの市、宍粟市、揖保郡(太子町)	(2市1町)
豊岡〃	豊岡市、美方町(新温泉町、香美町)	(1市2町)
養父〃	養父市、朝来市	(2市)
丹波〃	篠山市、丹波市	(2市)
洲本〃	洲本市、南あわじ市、淡路市	(3市)
合計	29市 12町	

(注)県民局のまちづくり課、建築課及びまちづくり建築課は、その所在する土木事務所の現地指導班に編入する。

第2節 指定水防管理団体

知事は、水防法第4条に定めるところに従い、水防上公共の安全に重大な関係のある次の市町を指定水防管理団体に指定する。

関係事務所	所管区域
神戸土木事務所	神戸市 (1市)
西宮〃	尼崎市、西宮市、芦屋市 (3市)
宝塚〃	西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市 (5市)
加古川〃	明石市、加古川市、高砂市、播磨町 (3市1町)
加東〃	西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町 (5市1町)
姫路〃	姫路市、市川町、福崎町 (1市2町)
光都〃	相生市、赤穂市、上郡町、佐用町 (2市2町)
龍野〃	たつの市、宍粟市 (2市)
豊岡〃	豊岡市 (1市)
新温泉〃	新温泉町、香美町 (2町)
養父〃	養父市、朝来市 (2市)
丹波〃	篠山市、丹波市 (2市)
洲本〃	洲本市、南あわじ市 (2市)
合計	28市 8町

第3節 水防連絡会

各土木事務所等は、管内の水防体制を強化し水防活動が円滑に行われるよう、それぞれ管内に適応した水防活動要綱を作成するとともに、次の諸団体で水防連絡会を組織する。事務局は、各土木事務所等に置き、各土木事務所長等が必要に応じて隨時開催する。

水防連絡会の構成員

水防管理団体、県民局関係課、土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所、農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所、加古川流域土地改良事務所、篠山土地改良事務所、洲本土地改良事務所、神戸海洋気象台、国土交通省近畿地方整備局河川関係事務所、但馬空港管理事務所、健康福祉事務所、警察署、消防団、水防団、ダム管理事務所、閘門管理者、県企業庁、自衛隊

第3章 水防態勢

第1節 水防態勢

神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったとき、又は水防活動の必要があるとき、水防態勢に入るものとする。

なお、水防本部(水防本部長)は、水防活動の利用に適合する予報及び警報の発表があったときは、直ちに本水防計画第4章の定めるところに従い、関係機関へ通知するものとする。

第2節 水防非常配備

水防本部長は、水防態勢に入る必要があると認められるときは、県の機関に対し、水防非常配備態勢につくよう指令するものとする。ただし、指揮監(河川整備課長)は、緊急に必要があると認めたときは、独自の判断により配備の発令及び態勢の強化を行わなければならない。この場合、直ちに水防本部長に報告するものとする。

なお、土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所及び但馬水産事務所は、水防本部(水防本部長)の指令によるほか、気象及び水位又は潮位等により洪水その他災害のおそれがあると認められるとき、及び地震による堤防の漏水、沈下等又は津波の来襲が予想されるときは、水防非常配備態勢に移行するとともに、水防本部(水防本部長)及び管内水防管理者と密接な連絡をとらなければならない。

1 連絡員待機

配備時期	態勢及び業務の内容	配備人員	水防本部長からの指令
神戸海洋気象台から水防に関する情報が発表されるおそれがあるとき、又は発表されたとき等、水防本部が必要と認めたとき。	雨量、水位又は潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行い、水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。	数名	連絡員待機

2 水防非常配備

態勢区分	配備時期	態勢の内容	配備人員	水防本部長からの指令
第1非常配備態勢	(1) 今後の気象情報及び水位又は潮位に注意及び警戒を必要とするとき。 (2) 震度4の地震が発生したとき【自動発令】。	主として情報連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに人員の招集その他活動ができる態勢	少數	水防指令第1号
第2非常配備態勢	(1) 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき。 (2) 水防警報の「準備」が発せられたとき。 (3) 震度5強又は5弱の地震が発生したとき【自動発令】。	水防事態が発生すればそのまま水防活動が遂行できる態勢	所属人員の半数	水防指令第2号

第3非常配備態勢	(1) 水防事態が切迫し、または水防態勢の規模が大きくなり第2非常配備態勢では処理しかねると予想されるとき。 (2) 水防警報の「出動」が発せられたとき。 (3) 震度6弱以上の地震が発生したとき【自動発令】。 (4) 津波注意報・警報が発表されたとき【自動発令】。	完全な水防事態	所属人員の全員	水防指令第3号
----------	--	---------	---------	---------

注) 【自動発令】と記載のあるものは、地震発生又は津波注意報等の発表をもって、水防指令が自動的に発令されたものとみなす。

第3節 水防管理団体の水防非常配備

水防管理団体の水防非常配備は、県の水防計画に準ずるものとし、水防管理者は、あらかじめその態勢を整備するとともに、年度水防計画に明記するものとする。

水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、その他水上必要があると認められるときは、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。その基準は、概ね次のとおりである。

1 出動準備

水防管理者は、次の場合には管内水防団又は消防機関に対して、出動準備を命ずるものとする。

- (1) 河川の水位又は海岸の潮位が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達し、なお上昇のおそれがあり、且つ出動の必要が予想されるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が予想されるとき。
- (3) ため池の危険が予想されるとき。

2 出動

水防管理者は、次の場合には直ちに管内水防団又は消防機関にあらかじめ定められた計画に従って出動させ、警戒配備につかせるものとする。

- (1) 河川の水位若しくは海岸の潮位がはん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
- (2) 気象状況等により水災による危険が切迫したとき。
- (3) 地震による堤防の漏水、沈下等が予想されるとき。
- (4) 津波の来襲が予想されるとき。
- (5) ため池の危険が切迫しているとき。

第4節 水防態勢の解除

水位及び潮位がはん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位以下に減じて水害若しくは高潮の危険がなくなったとき、地震による堤防等の被害による災害の発生のおそれがなくなったとき、又は津波のおそれがなくなったときは、水防態勢を解除する。

- 1 水防本部(水防本部長)は、水防態勢の解除を命じた場合は、関係機関に周知させるものとする。
- 2 水防管理者は、水防態勢の解除を命じた場合は、これを一般に周知させるとともに、土木事務所等、

各土地改良事務所、各農林(水産)振興事務所、但馬水産事務所及び水防本部に対してその旨を報告するものとする。

第4章 気象状況の通知

第1節 気象注意報、気象警報

- 神戸海洋気象台から水防活動の利用に適合する注意報及び警報の種類及び発表基準

(P62~65 参照)

- 津波注意報及び津波警報の種類並びに発表基準

(平成24年4月1日時点)

種類	発表基準	解説	発表される津波の高さ	発表官署
津波警報	大津波	予想される津波の高さが高いところで3m以上である場合	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
	津波	予想される津波の高さが高いところで1m以上3m未満である場合	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2m以上1m未満である場合であって津波による災害のおそれがある場合	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	「0.5m」	

- 注1) 津波による災害の恐れがなくなったと認められる場合、津波注意報又は津波警報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 注2) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。
- 注3) 今後、改定が予定されている。

3 津波予報

(平成24年4月1日時点)

発表基準	内 容	発表官署
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表	気象庁本庁 又は大阪管区気象台
0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	

注) 今後、改定が予定されている。

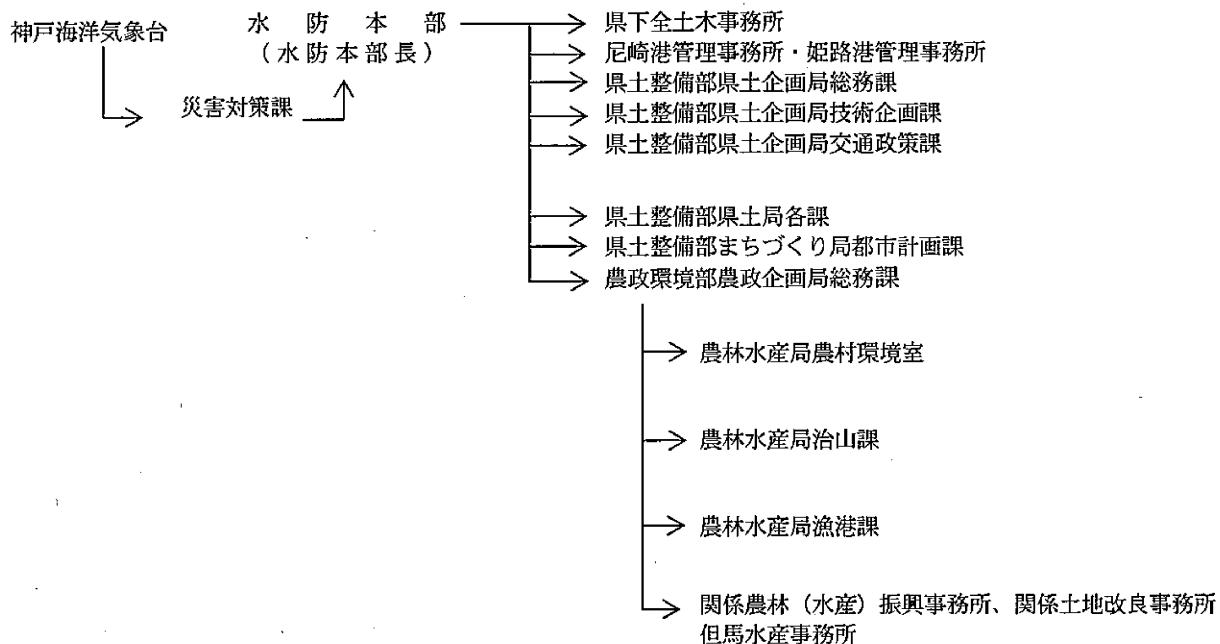
4 津波予報区域一覧

(平成24年4月1日時点)

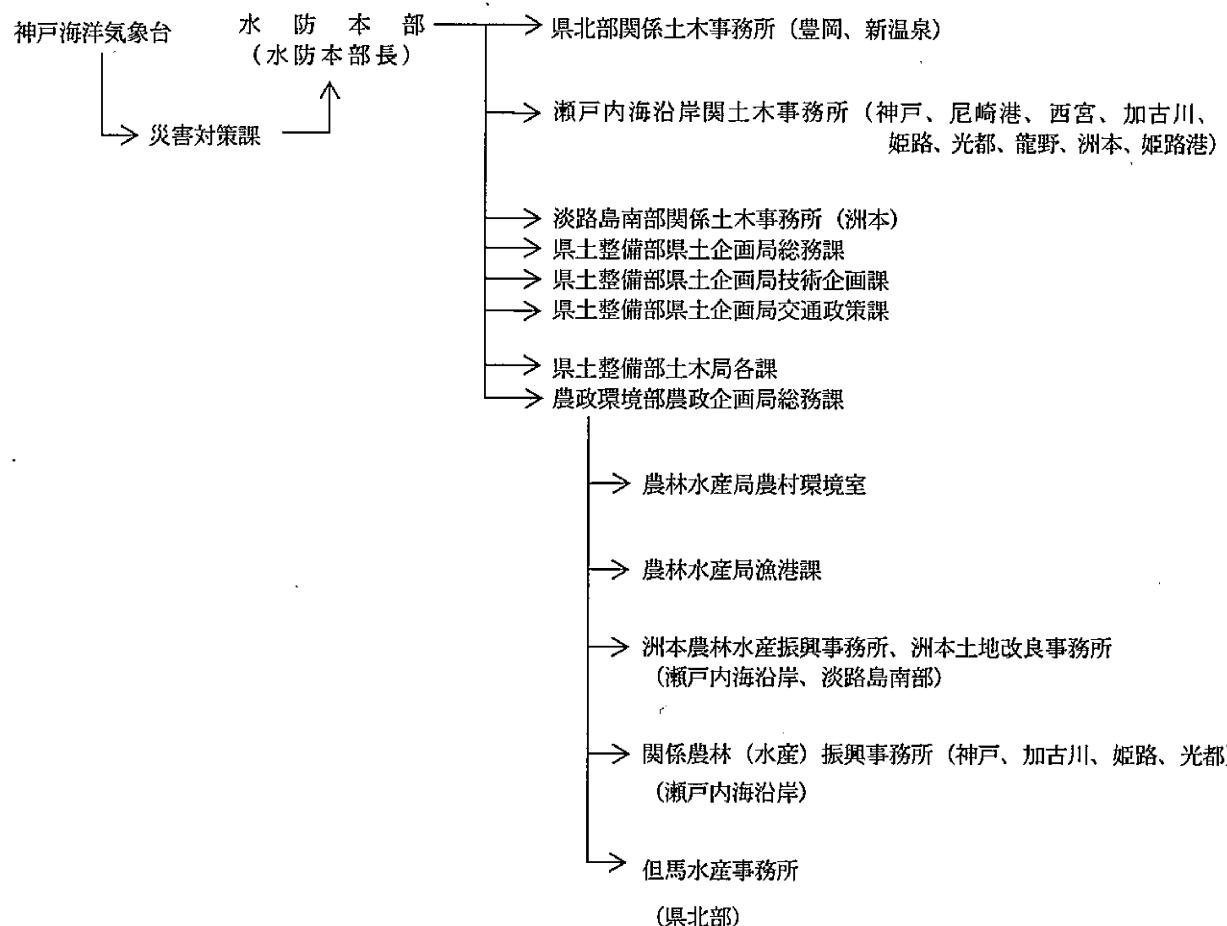
津波予報区	区域の表現
兵庫県北部	兵庫県の日本海沿岸
兵庫県瀬戸内海沿岸	洲本市の大坂湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く兵庫県の瀬戸内海沿岸
淡路島南部	洲本市の大坂湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市沿岸

第2節 気象状況の通知

1 神戸海洋気象台の注意報・警報の通知(津波を除く)



2 津波注意報・警報の通知



第3節 国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報

1 洪水予報の対象区域

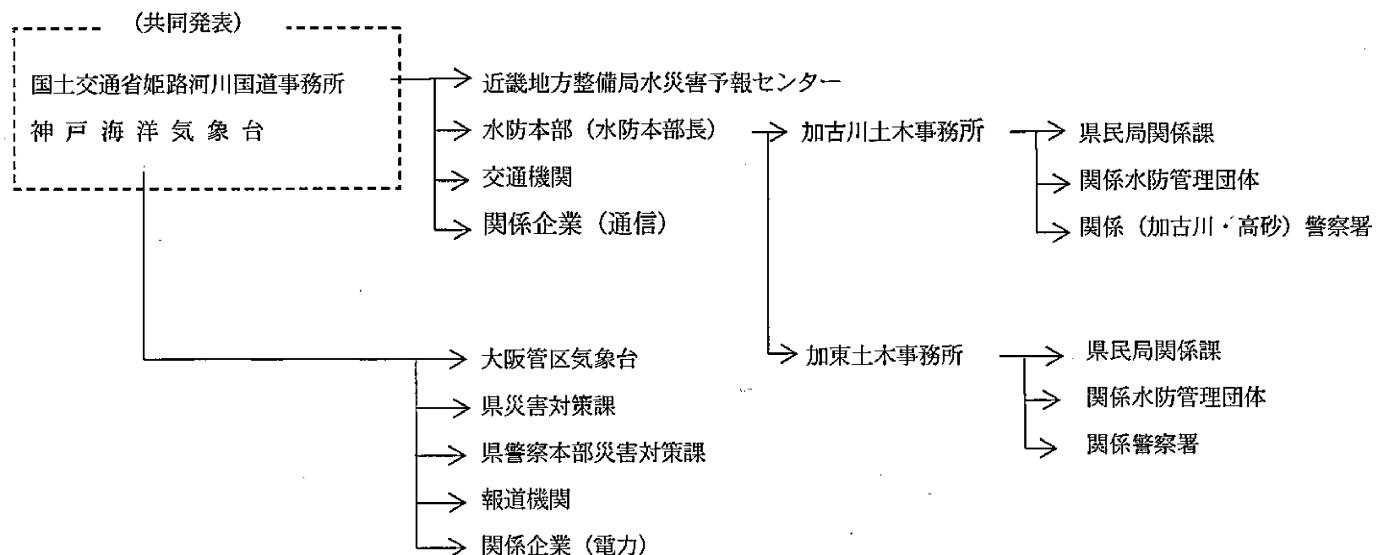
河川名	区 域	発表者
猪名川	左岸 大阪府池田市古江町 69 番地先から神崎川への合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川への合流点まで	猪名川河川事務所 大阪管区気象台
藻川	猪名川分派点から猪名川合流点まで	
加古川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで	
揖保川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番の 2 地先から海まで	姫路河川国道事務所 神戸海洋気象台
中川	揖保川からの分派点から海まで	
元川	中川からの分派点から中川との合流点まで	
円山川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで 右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで	豊岡河川国道事務所 神戸海洋気象台
出石川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで	

2 洪水予報の対象とする基準地点

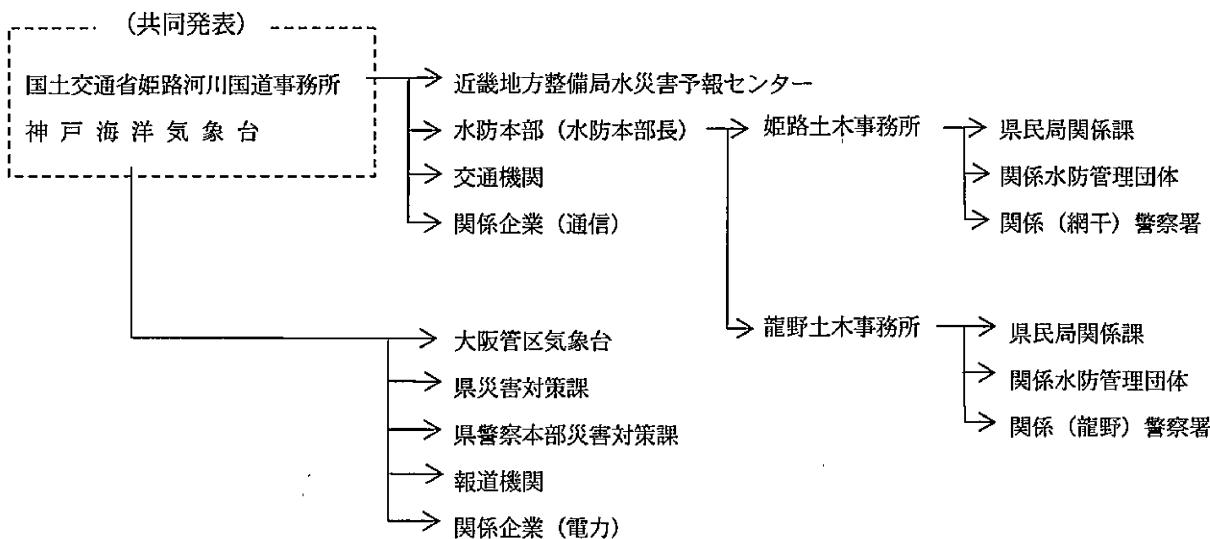
河川名	洪水予報の対象とする基準地点							
	観測所名	所在 地	水位					河 口 から の 距 離
			水防団待機 水 位 (指定水位)	はん濫注意 水 位 (警戒水位)	避難判断 水 位	はん濫危険 水 位 (危険水位)	計画高 水位	
猪名川 (藻川を含む)	小戸	大阪府池田市西本町	1.00m	2.50m	3.40m	4.00m	5.15m	19.4 km
加古川上流	板波	西脇市高松町中川原	2.00m	3.50m	4.40m	5.00m	6.10m	37.5 km
加古川下流	国包	加古川市上荘町国包	1.50m	2.50m	4.30m	4.70m	6.76m	14.2 km
揖保川上流	山崎 第二	宍粟市山崎町船元	2.30m	3.60m	4.00m	4.30m	5.23m	29.5 km
揖保川下流 (中川・元川を含む)	龍野	たつの市龍野町水神	2.00m	3.00m	3.50m	3.70m	4.87m	12.9 km
円山川	立野	豊岡市立野	2.50m	4.50m	6.10m	7.10m	8.16m	13.0 km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	0.60m	2.40m	3.40m	4.30m	5.27m	24.2 km

3 洪水予報の通知

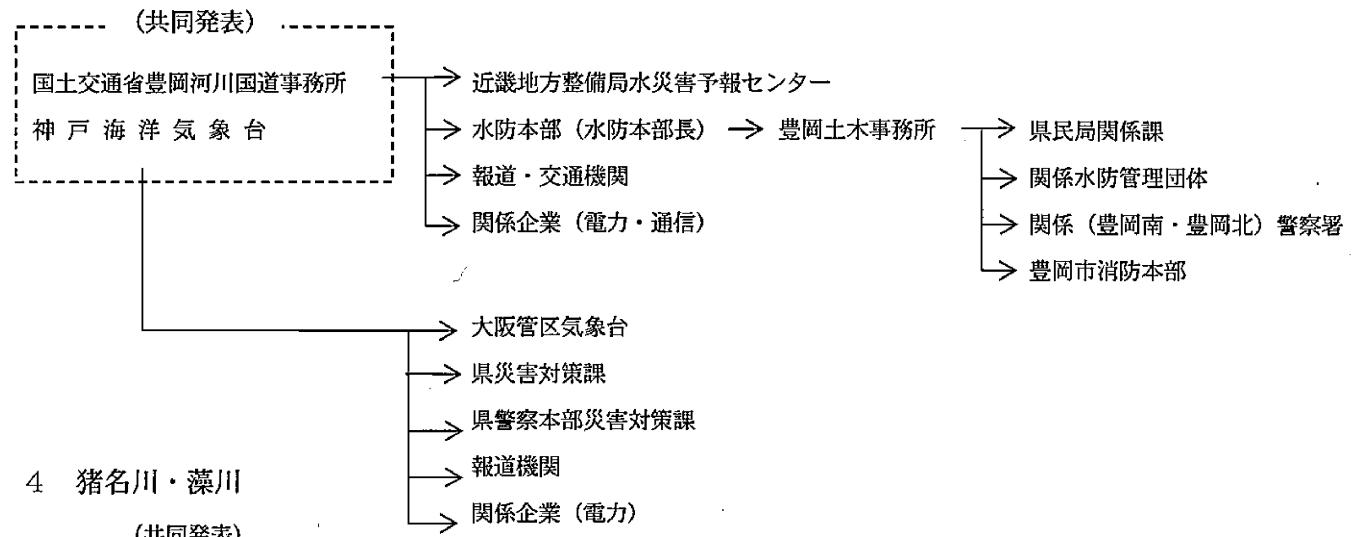
1 加古川



2 摂 保 川・中川・元川



3 円山川・出石川



4 猪名川・藻川



第4節 都道府県知事と気象庁長官が共同で行う洪水予報

1 洪水予報の対象区域

河川名	区 域	発 表 者
市 川	左岸 姫路市砥堀字林ノ谷1400番の22地先から海まで 右岸 姫路市砥堀字荒砂839番地先から海まで	中播磨県民局 神戸海洋気象台
武 庫 川	左岸 尼崎市西昆陽4丁目1番1地先から海に至るまで 右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで	阪神南県民局 神戸海洋気象台
千 種 川	左岸 赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで 右岸 赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで	西播磨県民局 神戸海洋気象台

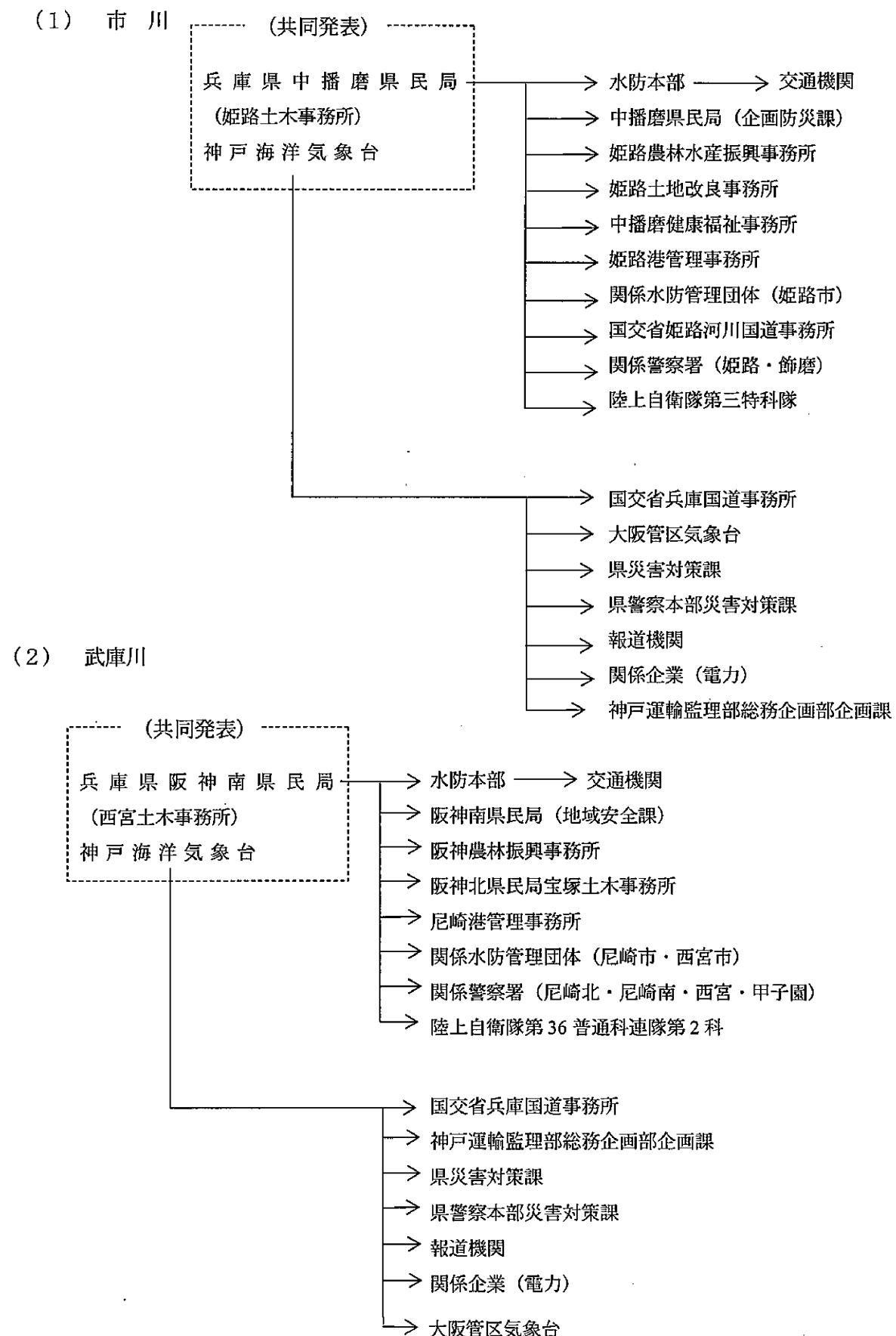
2 洪水予報の対象とする基準地点

河川名	観 測 所 名	所 在 地	洪水予報の対象とする基準地点					河口 から の 距離
			水 防 団 待 機 水 位 (通報水位)	はん 濫 注意 水 位 (警戒水位)	避 難 判 断 水 位	はん 濫 危険 水 位 (危険水位)	計画高 水 位	
市 川	砥 堀	姫路市砥堀	3.30m	4.30m	5.00m	5.40m	5.79m	13.5km
武 庫 川	甲武橋	尼 崎 市 武 庫 豊 町	2.20m	3.20m	3.80m	4.50m	5.62m	8.05 km
千 種 川	上 郡	上郡町上郡	2.70m	3.40m	3.80m	4.70m	5.70m	13.5km

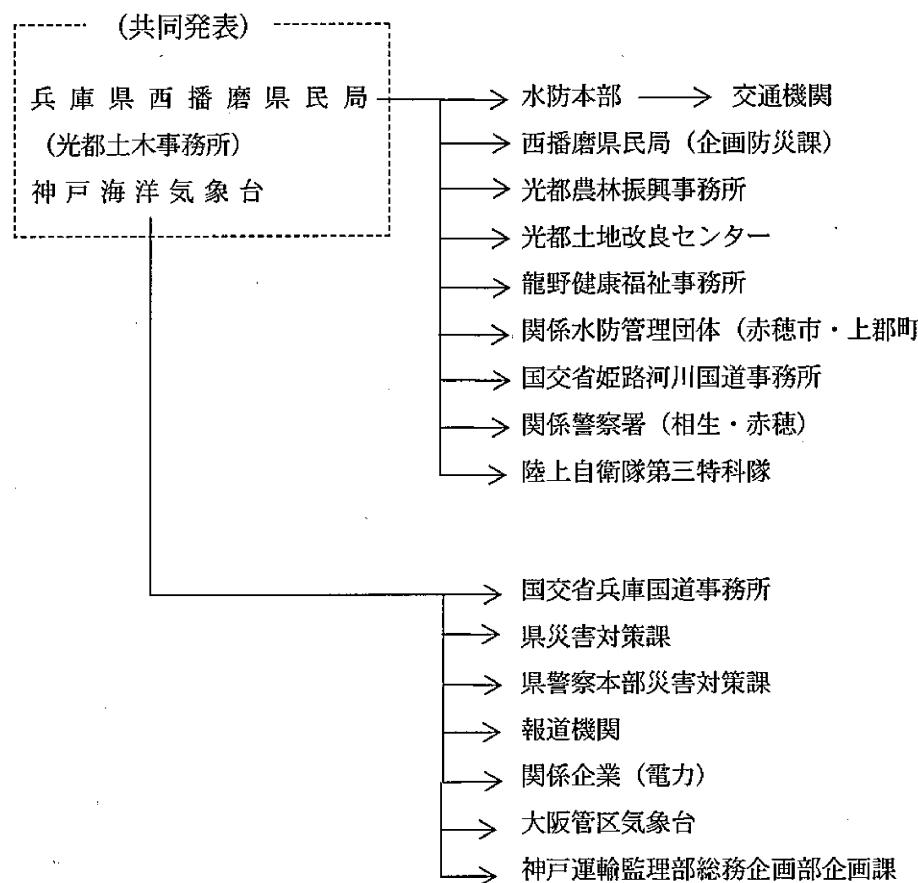
3 洪水予報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
はん 濫 注 意 情 報 (洪 水 注 意 報)	基準地点の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき
はん 濫 警 戒 情 報 (洪 水 警 報)	基準地点の水位が一定時間後にはん濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるとき
はん 濫 危 険 情 報 (洪 水 警 報)	基準地点の水位がはん濫危険水位に達したとき
はん 濫 発 生 情 報 (洪 水 警 報)	洪水予報区間内ではん濫が発生したとき

4 洪水予報の通知



(3) 千種川



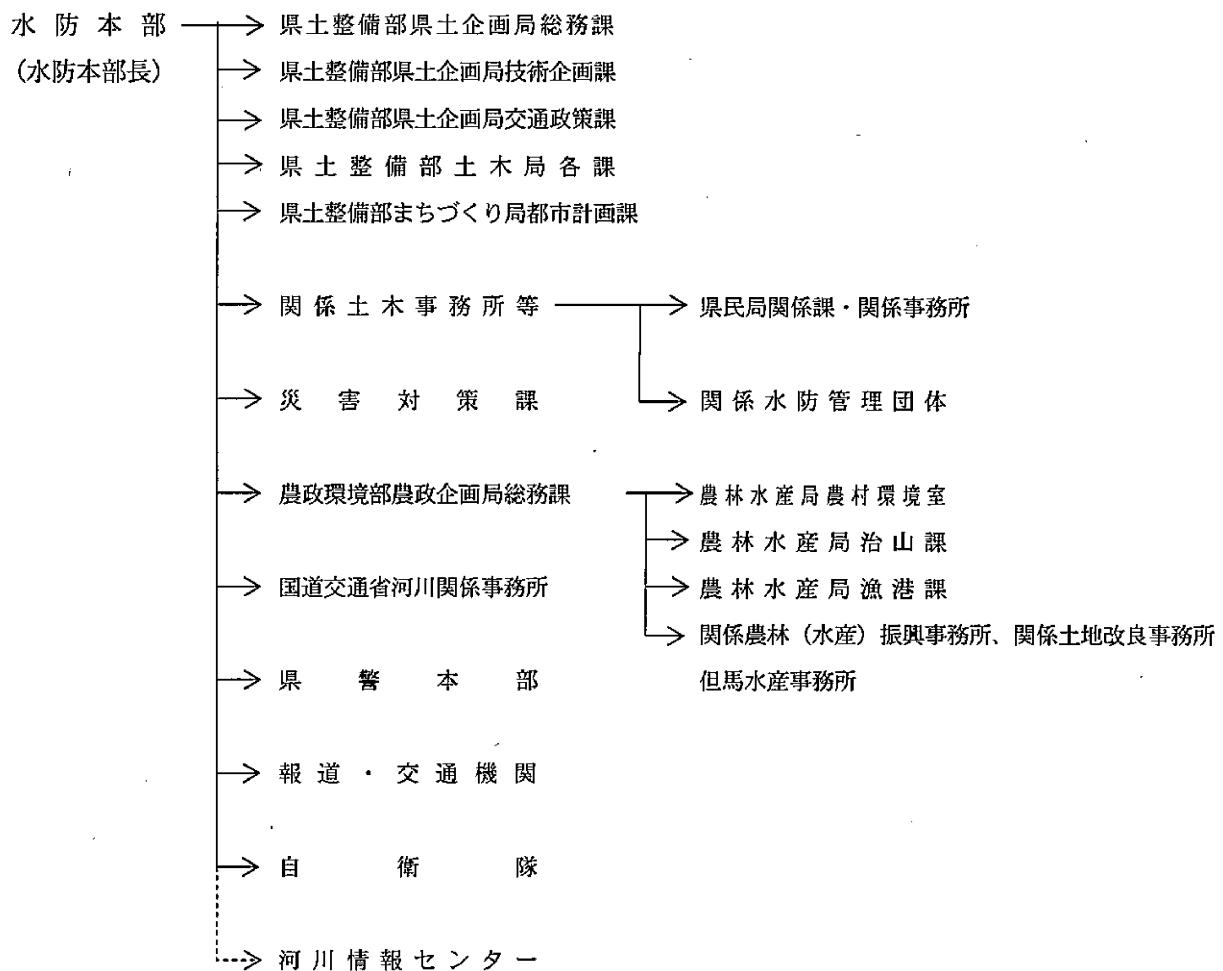
第5章 水防指令及び水防警報

第1節 水防指令

1 水防指令の種類

種類	内容
第1号	第1非常配備につくべき指令
第2号	第2非常配備につくべき指令
第3号	第3非常配備につくべき指令
解除	水防非常配備を解除する指令

2 水防指令の通知



第2節 国土交通大臣の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

河川名	区域
猪名川	左岸 池田市古江町 69番地先から神崎川合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9番地先から神崎川合流点まで
藻川	猪名川分派点から猪名川合流点まで
加古川	左岸 加東市多井田字大上 48番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1番の1地先から海まで
東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211番3地先から加古川合流点まで 右岸 小野市古川町字川ノ上 785番3地先から加古川合流点まで
万願寺川	左岸 小野市西脇町字古新田林 100番地先から加古川合流点まで 右岸 小野市西脇町字池の尻 792番地先から加古川合流点まで
揖保川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409番2地先から海まで
中川	揖保川分派点から海まで
元川	中川分派点から中川合流点まで
林田川	たつの市龍野町片山字川向 492番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗栖川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで
円山川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024番の1地先から海まで 右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046番地先から海まで
奈佐川	左岸 豊岡市庄字堂ヶ瀬 7番の1地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市宮井字カイナ谷 1294番地先から円山川合流点まで
出石川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377番の1地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182番地先から円山川合流点まで

2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水防警報の対象とする量水標						
	量水標	所在地	零点高	水位			河口からの距離
				水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
猪名川 藻川	小戸	池田市西本町	21.305m	1.00m	2.50m	5.15m	19.4km
加古川 東条川	国包	加古川市上荘町国包	11.762m	1.50m	2.50m	6.76m	14.2km
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ瀬	23.000m	2.90m	3.40m	6.38m	1.4km

揖保川 中川 元川	龍野	たつの市龍野町水神	22.000m	2.00m	3.00m	4.87m	12.9km
栗栖川	東栗栖	たつの市新宮町芝田	47.401m	1.00m	1.50m	2.91m	合流5.5km
林田川	誉	たつの市誉田町誉	17.770m	1.00m	1.40m	4.00m	合流5.4km
円山川	立野	豊岡市立野	0.000m	2.50m	4.50m	8.16m	13.0km
奈佐川	宮井	豊岡市宮井	2.500m	2.10m	3.20m	5.09m	12.6km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	6.500m	0.60m	2.40m	5.27m	24.2km

3 水防警報の種類

種類	内容
第1段階 (待機)	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
第2段階 (準備)	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
第3段階 (出動)	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
第4段階 (解除)	水防活動の終了の通知を行う。
適宜水位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

4 水防警報の発令基準

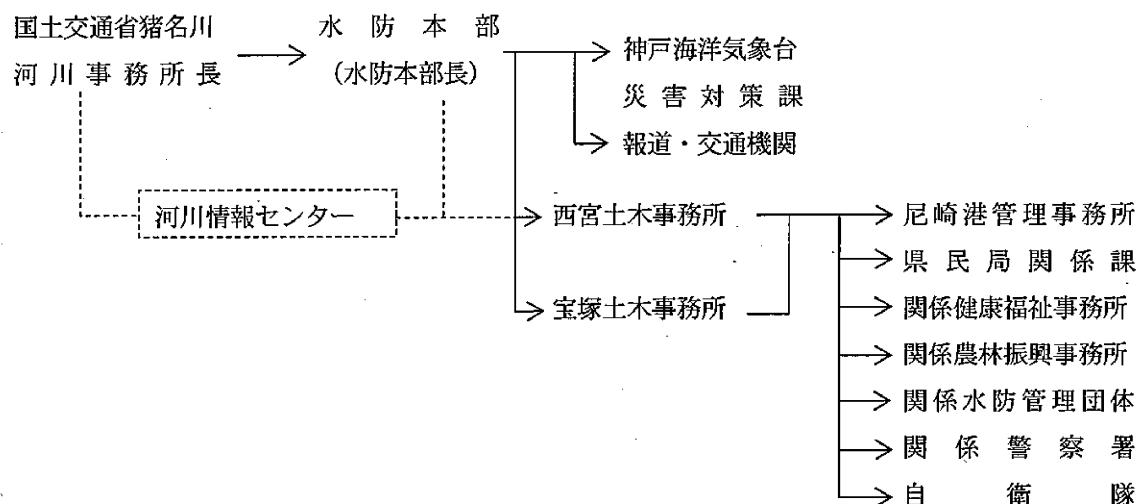
河川名	量水標	第1段階(待機)	第2段階(準備)	第3段階(出動)	第4段階(解除)
猪名川 藻川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時
加古川 東条川	国包	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
揖保川 中川・元川	龍野	はん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	はん濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又ははん濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	はん濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位がはん濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時
奈佐川	宮井				
出石川	弘原				

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

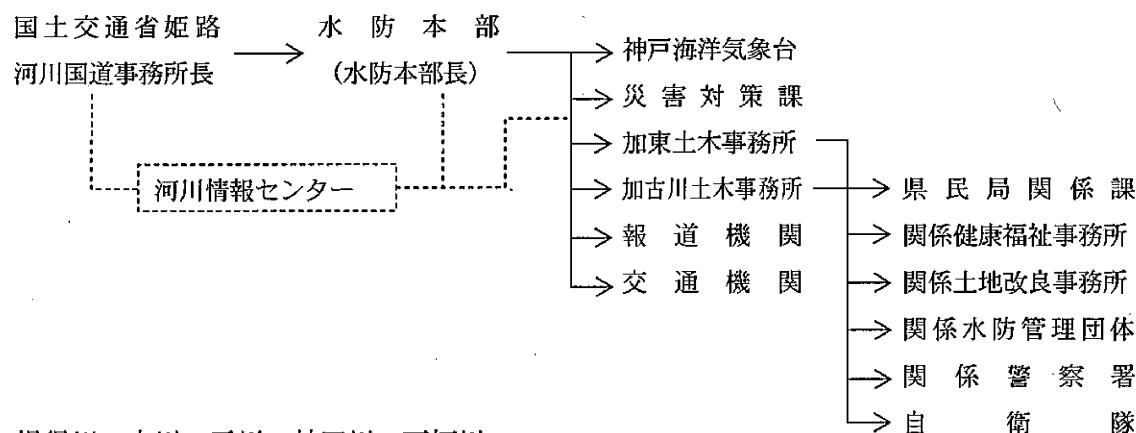
注2) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

5 水防警報の通知(-----は補助系統)

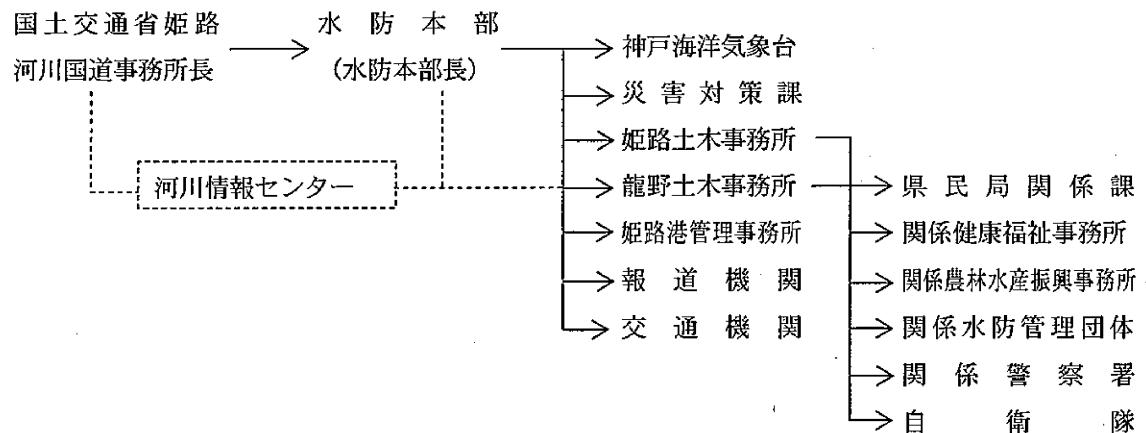
(1) 猪名川・藻川



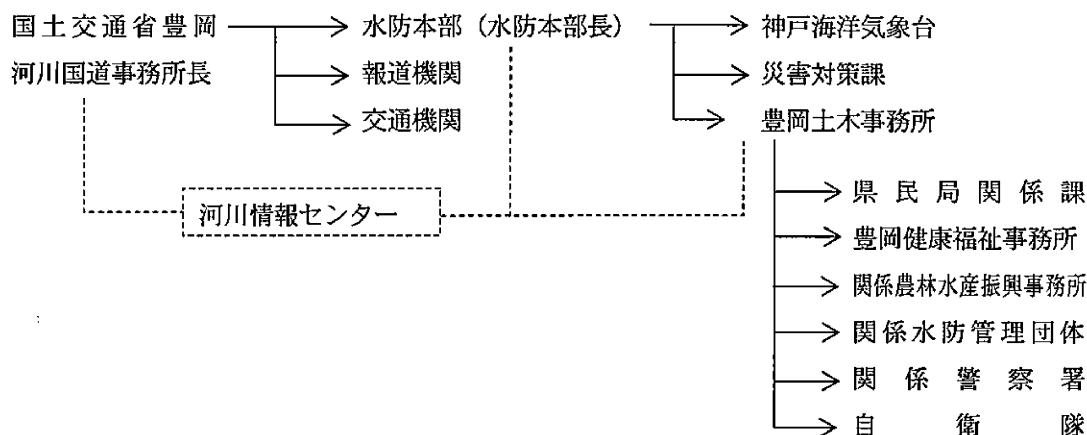
(2) 加古川・東条川・万願寺川



(3) 摂保川・中川・元川・林田川・栗栖川



(4) 円山川、奈佐川、出石川



第3節 知事の発する水防警報

1 水防警報河川

(1) 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。(対象区域及び量水標は参考資料のとおり)

ア 一級河川(31河川)

竹田川、※左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稻葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

※左門殿川は高潮による水防警報

イ 二級河川(40河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大柄川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県津波被害警戒区域図(暫定)の津波被害警戒区域内にある全河川

(但し、一級及び二級河川に限る。)

2 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。

- (1) 大阪湾沿岸 神戸市、芦屋市、西宮市及び尼崎市の海岸
- (2) 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸
- (3) 淡路島沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸
- (4) 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸

3 水防警報の種類

種類	内 容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

4 水防警報の発令

(1) 洪水・高潮発生時

知事が水防警報を発する河川又は海岸について、県民局長は、水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び潮位状況を判断し、管内水防管理団体、その他水防に関係のある機関と共に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民局長が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を○cm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が○m(各県民局において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位とはん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位がはん濫注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位がはん濫注意水位(警戒水位)(又は当該水位-○cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

津波にかかる注意報・警報の発表があった時は、県民局長は速かに水防警報を発する。

	標準的な発令基準
3号 (出動)	津波注意報・警報が発表されたとき。(自動発令)
4号 (解除)	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5 水防警報の通知



第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表

1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川及び避難判断水位(特別警戒水位)

河川名	量水標	避難判断水位 (特別警戒水位)	国土交通省担当事務所
東条川※	吉井(県)	2.7m	姫路河川国道事務所
万願寺川	万願寺	4.0m	
林田川	誉	1.9m	
栗栖川	東栗栖	2.0m	
引原川※	三軒家(県)	3.2m	
奈佐川	宮井	4.1m	

※県の基準量水標を準用

(2) 水位情報の通知及び周知

- ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。
- イ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からアの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。(通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ)。

2 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川(避難判断水位(特別警戒水位)は参考資料のとおり)

ア 一級河川(30 河川)

竹田川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稻葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

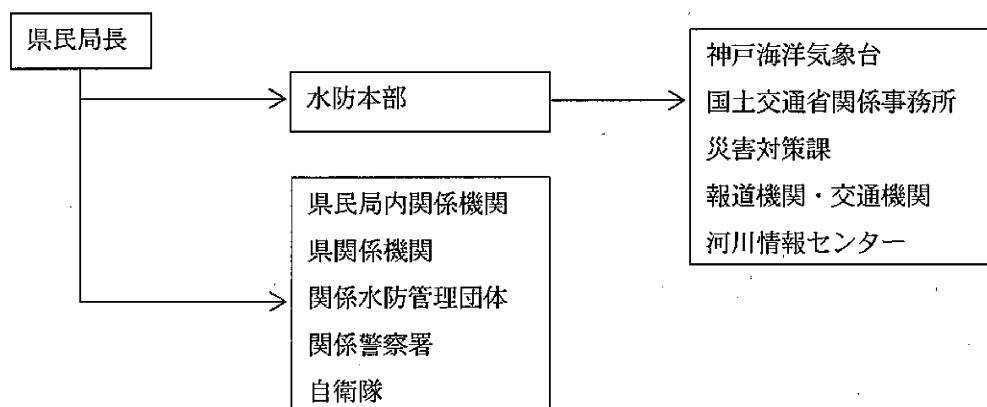
イ 二級河川(40 河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大柄川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 水位情報の通知及び周知

ア 県民局長は、水位周知河川の水位が避難判断水位(特別警戒水位)に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。

イ 水防本部長は、県民局長から前項の通知を受けたときは、その旨を報道機関・交通機関等に通知する。



第6章 雨量、水位及び潮位の報告

第1節 雨 量 報 告

1 土木事務所等は、進んで水防本部と連絡を取るとともに、管内雨量観測所から正確な資料を迅速に入手し、水防本部に報告するものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、雨量に係る情報を神戸海洋気象台に提供するものとする。

(1) 事務所→水防本部

水防本部が指示したときは、1時間ごとに報告する。

2 報告の中止

(1) 雨がやみ、報告の必要がなくなったとき。

(2) 水防態勢を解いたとき。

(3) 水防本部から指示したとき。

(4) その他通報の必要を認めなくなったとき。

第2節 水位及び潮位の報告

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位、又ははん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所への報告を行うものとする。

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、報告を受けると直ちに水防本部(水防本部長)に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して適格な情報の把握に努めるとともに、進んで水防本部と緊密な連絡を保たなければならない。

また、県の観測結果及び国土交通省の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に資料の交換を行うものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、水位に係る情報を神戸海洋気象台に提供するものとする。

1 水位及び潮位の報告

(1) 事務所→水防本部

ア 次の場合に報告する。

・ 水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位に達したとき。

イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。

・ はん濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき。

・ 避難判断水位(特別警戒水位)に達したとき

・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。

2 報告の中止

(1) 水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位を下回ったとき。

(2) はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位を下り、今後の水位又は潮位の上昇が認められなくなったときには、その旨を連絡し報告を中止する。

(3) 水防態勢を解いたとき。

(4) 水防本部から指示したとき。

第3節 雨量、水位及び潮位の報告系統

土木事務所等→水防本部(水防本部長)

第4節 水防管理者への状況通知

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、気象、水位、雨量、風速等によつて洪水又は、高潮等のおそれがあるときは、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現場に派遣し水防の指導に当らせる。

第5節 水位の公表

量水標の水位の状況は、以下の方法で公表を行う。

- 1 公表を行う量水標の名称・設置場所・はん濫注意水位(警戒水位)
附表第2表のとおり
- 2 公表手段
フェニックス防災システム・川の防災情報
- 3 公表を行う時間間隔
降雨時10分・平時1時間

第7章 水防活動

第1節 巡視・点検

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、隨時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを探めることができるものとする。

2 非常時

(1) 洪水・高潮

水防管理者等は、洪水・高潮にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又は、川側堤防斜面で水当たりの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

第2節 水防作業

1 洪水・高潮

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

2 津波

津波注意報・警報が、発表された場合は、水防管理者等は次の活動を行う。

但し、当該水防管理者が、水防団員等の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。

また、水防団員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

第3節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき

は、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立退き

1 計画

水防管理者は、所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を作成し、水防計画に明記するとともに、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めるものとする。

なお、立退計画には次の事項を具備するものとする。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難経路及び誘導方法
- (3) 連絡系統及び連絡施設
- (4) 避難場所及び経路の標識並びに照明設備
- (5) 給水及び給食休養施設

2 準備及び指示等

(1) 避難準備

河川及びため池又は海岸では、はん濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所又は水防管理者は、必要な地域に対し広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする

(2) 避難のための立退きの指示

洪水又は高潮等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長等又は水防管理者は、法第29条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに水防本部に報告しなければならない。

(3) 立退指示の周知徹底

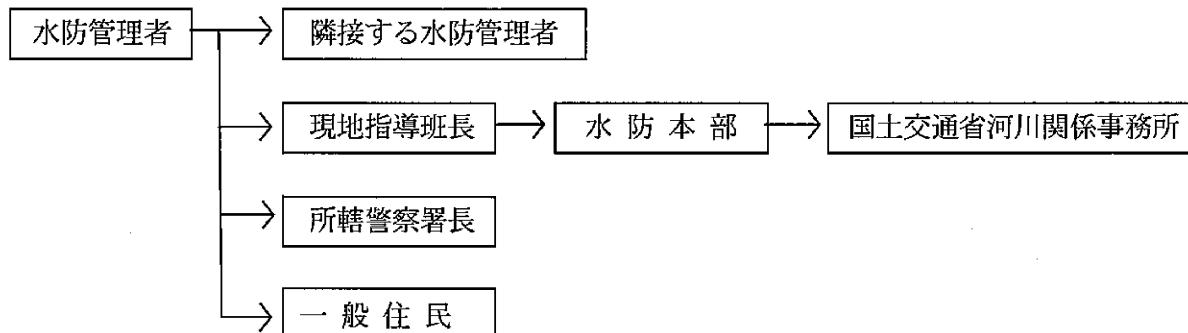
避難のための立退きの指示者は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

第5節 決壊の通報及び決壊後の処置

1 決壊の通知

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。

(1) 通信系統



2 決壊後の処置

(1) 決壊等の後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(2) 現地指導班の処置

現地指導班は、現地の適切な処置を行うとともに、水防本部及び所轄警察署、その他必要な機関に連絡する。

第8章 施設管理者等による活動

第1節 施設等の監視・報告

施設管理者及び工事施工者(以下「施設管理者等」という。)は、以下のとおり施設の監視を行うこととする。但し、津波にあっては、施設操作を行うにあたり、安全に避難できない場合は、操作せず避難を優先することとする。

1 量水標及び検潮器の監視

- (1) 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標及び検潮器の監視にあたる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したときは、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) 監視員は、水位又は潮位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高潮位を記録するとともに連絡員に施設管理者へ報告させる。

2 堤防の監視

出水時の監視

施設管理者は、水防団待機水位(通報水位)に達したときは、監視員及び連絡員を巡回にあたらせる。

3 水門若しくは閘門等又はため池の監視

- (1) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したという通知及び津波注意の発表によつて出動し、水門若しくは閘門等又はため池の警戒・操作にあたり、その状況を水門若しくは閘門等又はため池の管理者に報告する。
- (4) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

4 ダム等の監視

(1) 河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

(2) 河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき土木事務所等に通知する。

(3) 河川区域外・利水ダム

ア ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障のないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはダムの警戒・操作にあたり、その状況をダムの管理者に報告す

る。

エ ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長等に通知する。

(4) 河川区域外・ため池

ア ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒・操作にあたり、その状況をため池の管理者に報告する。

エ ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

5 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

6 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者と連絡を密にし、増水時においては、厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置を講じる。

第2節 情報連絡

土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所、各水防管理者及びダム、水門、閘門、ため池、排水機場等の管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

第3節 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、概ね次を標準とする。

1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m につき 1 人。

2 その他の箇所については、その延長 50m につき 1 人。

ただし、水防管理者が、水防実施に支障がないと認める場合は、その標準以下に減ずることができる。

第4節 重要水防箇所

県下水防区域のうち、現状及び洪水又は高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい河川、海岸の区域を重要水防箇所とする。

第9章 水防信号及び水防標識等

第1節 水 防 信 号

1 水防信号

警鐘信号				サイレン信号				
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
				○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止				
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約5秒	約6秒
	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止							
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
	○ - 休止 - ○ - 休止 - ○ - 休止							
第4信号	乱打			約1分	約5秒	約1分		
	○ - 休止 - ○ - 休止							
	1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。							

- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標がはん濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速20m/s程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出動すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音またはサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警鐘信号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒) (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒) (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒) (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒) (約6秒) (短声連点)

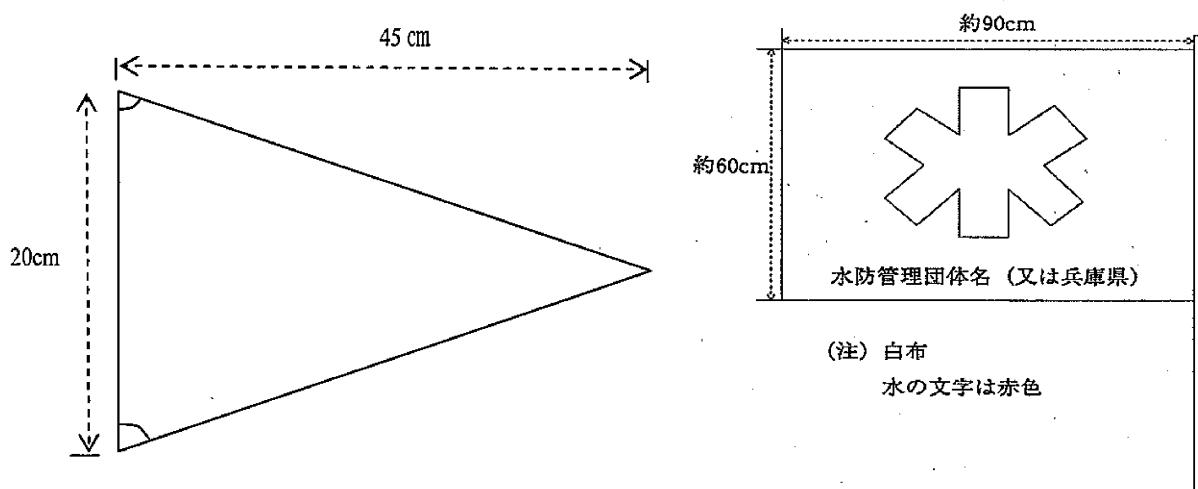
注意1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

第2節 水防標識等

1 水防標識等

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備する。

- (1) 警鐘又はモーターサイレン
- (2) 赤ランプ(昼夜間共)
- (3) 標旗
標旗(乗用車用)

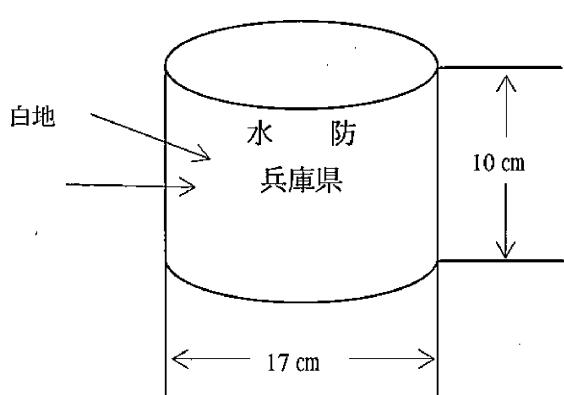


(注) 白地：水防の文字は赤色

水防管理団体名（又は兵庫県）は青色

2 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。



第3節 身分証明書

法第49条の規定による本県職員の身分証明書は、次のとおりである。

水防職員の証	
第 号	交付 平成 年 月 日
所属機関名	水 防
氏 名	生年月日
所属機関の長	氏名 印
心 得	
1 本証は、自己の身分を明らかにする。 2 記名以外の者の使用を禁ず。 3 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。 4 本証は、水防法第49条第2項に規定する証票である。	

注
「水防」の文字は赤字
表

裏

第10章 水防設備の整備及び輸送の確保

第1節 水防設備の整備

1 指定水防管理団体

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の確保に努める。

(1) 水防倉庫

- ア 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長 1,000m～2,000m ごとに 1箇所を目安とする。
- イ 大きさは、間口 9.1m、奥行 3.64m(建坪 33 m²～10 坪)を標準とする。
- ウ 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ。

(2) 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品 名	数 量	品 名	数 量
土のう袋	600 枚	杉丸太 長 4.00m 末口 9cm	30 本
ビニールむしろ	30 枚	杉丸太 長 3.00m 末口 6cm	50 本
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10 丁
スコップ	20 丁	小車	3 台
たこづち	5 丁	ペンチ	3 丁
のこぎり	5 丁	金づち	3 丁
おの	5 丁	かすがい	50 本
かま	10 丁	バケツ	1 個
なた	5 丁	救命ブイ	5 個
くわ	10 丁	ロープ	100m
じょれん	10 丁	懐中電灯	2 個
つるはし	3 丁		

- ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。
- イ ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。
- ウ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 受信機

水防管理者は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設備する。

2 その他の水防管理団体

指定水防管理団体に準ずる。

3 ため池の管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

4 兵庫県

県下の水防が円滑に実施できるよう必要な施設を設置し、必要な器具、資材を備蓄する。なお、水防管理団体の自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、器具、資材の貸出しをする。

(1) 量水標

ア 区域内の適当な箇所に量水標を建設する。

イ 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

ウ 量水標の幅は 20cm、目盛りは 2 cm 刻み、自黒の交互 10cm ごとの数字を黒書きとし、1 m ごとの数字を赤書きとする。

エ 水防団待機水位(通報水位)及びはん濫注意水位(警戒水位)は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

(2) 雨量計、水位計、風速計及び検潮器

施設管理者は、区域内の適当な箇所に雨量計及び水位計を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。

(3) 河川監視カメラ

重要水防箇所の適当な箇所に河川監視カメラを設置し、水防活動を支援する。

(4) 水防ステーション

必要な器具、資材を備蓄し、水防時においては職員を配備し水防活動にあたる。

5 その他

各水防管理団体は、水防資材、器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、手持資材量を調査して緊急時の補給に備えること。

また、資材、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第2節 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際、重要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

- 1 水防本部並びに土木事務所等及び各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所相互の輸送経路については、水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- 2 土木事務所等及び水防管理団体の間の輸送経路について、各所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
- 3 水防管理団体は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成すること。
- 4 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておく。
- 5 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画又は地震災害対策計画に準ずるものとする。

第11章 他の水防機関との協力及び応援

第1節 水防管理団体相互の協力と応援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援は、水防法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

- 1 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。
- 2 隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

第2節 警察署との協議

水防管理者並びに土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退き等の計画の作成に必要と認められる事項について管轄警察署長と協議しておくものとする。

第3節 隣接府県との協定

1 大阪府との協定

神崎川、左門殿川又は猪名川に關係のある尼崎市、伊丹市、川西市、淀川右岸水防事務組合、豊中市及び池田市の水防管理者は、次のとおり水防について協力し、応援するものとする。

(1) 上、下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、法第 23 条の規定に基づき行動するものとする。

(2) 前記の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。

2 京都府との協定

京都府と關係のある竹田川については、次のとおり協力するものとする。

(1) 竹田川の堤防が決壊又は堤防から水があふれる危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに直下流関係水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡する。

(2) 上、下流の水防管理者から応援を求められたときは、法第 23 条の規定に基づき行動するものとする。

(3) 前項の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。

(4) 兵庫県丹波市市島町量水標の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したときは、京都府関係土木事務所に連絡する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、兵庫県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

但し、水防管理者は、知事に上記の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

第12章 水防記録及び報告

第1節 水 防 記 錄

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 法第 23 条第 1 項の応援を求めた理由
- 3 法第 24 条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況

- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現地指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病氣にかかった者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 法第34条第1項の水防協議会の設置
- 16 法第32条の2水防訓練の概要

第2節 報 告

1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては土木事務所長等を経由し、ため池に関しては各農林(水産)振興事務所又は各土地改良事務所長を経由し、知事に対し、10日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の1、4、5、8、11、12及び15の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、はん濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位(特別警戒水位)又は最高水位・潮位に達したとき及びはん濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第1項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

第13章 水 防 通 信

第1節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱いとする。

第2節 防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統

- 1 県内における防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統は、資料編1第14表に示す。
- 2 県庁及び国土交通省(消防庁、内閣府)間の多重無線回線(マイクロ回線)の通信系統は、資料編1附表第15表に示す。

第3節 専用通信施設の使用

知事及び水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電気鉄道株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力株式会社通信施設

第14章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。
他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求める水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。
- 2 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第2節 公用負担

1 公用負担権限

法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

法第28条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3 公用負担命令書

法第28条の規定により公用負担の権限行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書2通を作成して、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担命令権限証

○○消防団○○部長

何 某

上記の者に○○区域における水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条第 1 項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。

平成 年 月 日

水防管理者

水防団長

消防機関の長

何 某 印

第 号

公用負担命令書

目的物

水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条第 1 項の規定により、使用(収用・処分)します。

平成 年 月 日

様

水防管理者

水防団長

消防機関の長

何 某 印

第 15 章 指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 指定水防管理団体の水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、法第 33 条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長等へ届出なければならない。また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、土木事務所長等の協議の上、これを変更しなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- 2 その他の水防管理団体についても前項に準じて水防計画を策定する。
- 3 指定水防管理団体の管理者は、水防計画について関係警察署長及び消防機関の長に通知する。

第 2 節 水 防 訓 練

指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない(法第 32 条の 2)。

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないよう、次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測(雨量、水位、潮位、風速)
- (2) 通報(無線、電話)

(3) 動員(水防団、消防団、居住者の応援)

(4) 輸送(資材、器材、人員)

(5) 工法(各水防工法)

(6) (排・取)水門、角落しの操作

(7) 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

2 実施時期

(1) 指定水防管理団体は、増水期までに水防訓練を行うものとする。

(2) その他の水防管理団体の訓練時期は、前項に準ずる。

参考

要 領 及 び 通 達

- 1 市町に対する気象注意報・警報等の伝達について
- 2 気象に関する注意報・警報等の伝達について
- 3 水防非常配備に対する準備態勢としての連絡員待機について
- 4 兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定
- 5 津波における水防非常配備態勢に関する協定書

参 考 資 料

- 1 注意報及び警報の種類及び発表基準
- 2 洪水予報 発表対象区域
- 3 水防警報河川（海岸）・水位周知河川一覧表

河第 125 号

昭和52年7月26日

北摂整備局土木部長
各土木事務所長 殿
姫路港管理事務所長

土木部長

市町に対する気象注意報・警報等の伝達について

標記について、かねて市町から県地域防災計画による系統と、水防計画による系統を、1本化するよう要望があり、各市町の意見を照会した結果、1本化にする希望が多かったので、各市町の意見を調整し、水防計画による系統を廃止することとしました。よって、別添のとおり、生活部長から各市町に通知をしたのでおしらせします。

なお、各市町の水防関係担当課にも、この旨を周知させ、実施については、下記のとおり遺憾のないようにして下さい。

記

- (1) 水防系統の通報は、雨、洪水、高潮に関するものであるが、地域防災計画では、すべての気象情報を通報する義務があるので、水防系統による通報を廃止する。
- (2) 土木事務所等から市町への通報をとりやめる。よって、県水防計画第6章第1節の気象状況通知の水防管理者（市町長）への通知の項は、当分の間、この通達によるものとする。
- (3) 気象注意報、警報等の土木事務所等への通報は従来どおりとする。
- (4) 水防指令、水防警報等のとりあつかいは、従来どおりとし、連絡をうけた土木事務所等は、関係市町へ通報する。
- (5) 通信の途絶等により、消防防災課からの通報が不能になったときには、水防系統を利用することもあり得るので申添える。
- (6) 市町への連絡を廃止したときには、現在実施している略号による通報も廃止することもあり得る。

消 第 394 号
昭和52年 7月25日

各 市 町 長 殿
各消防事務組合管理者

兵 庫 県 生 活 部 長

気象に関する注意報・警報等の伝達について
(津波に関するものを除く)

県地域防災計画および水防計画による気象注意報・警報等の伝達については、かねてからその伝達ルートを1本化するよう要望があり、県において各市町の意見を照会する等、検討を行って来たところですが、今後下記のとおり実施したいので関係者に周知されるようお願いします。

記

- 1 各市町における受信担当部課等を別表のとおりとし、市町の関係部課等に対する必要な通報は、受信部担当部課が行う等、夫々の実情に応じて実施されるよう計画されたい。
- 2 注意報等の発表機関（県北部は豊岡測候所・県南部は神戸海洋気象台）から上記1に至る伝達ルートは、県地域防災計画の伝達系統図による。
- 3 水防法第10条の2に定められた水防管理者（市町長）に対する通報は今後上記1および2によつて行うこととし、従来県土木事務所等を通じて行っていた通報は、取り止める。
- 4 実施期日 昭和52年8月16日から実施
- 5 留意されたい事項
 - (1) 今回の措置は、気象に関する注意報等の伝達に限るものであり、水防指令等、気象以外の事項については従来から定められた伝達ルートによる。
 - (2) 気象注意報等の伝達は、災害対策基本法・水防法・気象業務法に定められた業務であり市町における関係部課等も多岐にわたることと思われる所以、受信担当部課等から関係部課等に対する通報洩れがないよう充分に配慮されたい。
 - (3) 気象警報は、気象業務法によって電々公社からも通報されるが、市町における受信担当課については、伝達が適正に行われるよう市町の防災計画等で検討されたい。

※ 平成15年4月1日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月1日に廃止となりました。

河 第 40 号
平成2年5月1日

各土木事務所長 殿
関係各課長

土木部長

水防非常配備に対する準備態勢としての
連絡員待機について（通知）

近年、局地的、突発的な集中豪雨が各地で多発する状況に鑑み、水防非常配備態勢の迅速な展開を図るため、本年度よりその準備態勢として連絡員待機を行うこととしたいので、下記に留意の上、実施にあたって遺漏のないよう取図られたい。

記

1. 連絡員待機は、神戸海洋気象台または豊岡測候所から水防に関する注意報が発表されるおそれがある時、または発表された時等、水防本部が必要と認めた時に水防本部長が各事務所長に発令する。
ただし、事務所長の判断により、連絡員待機を行う場合はその限りでない。
2. 連絡員待機に要する人員は数名をもってこれにあたることとし、雨量、水位または潮位に関する情報の収集及び連絡を主に行う。
3. 連絡員待機は雨量等の情報連絡を行うとともに水防非常配備態勢に直ちに移行できる連絡態勢でなければならない。

※ 平成15年4月1日から県北部・南部とも神戸海洋気象台が注意報等の発表機関となっています。
なお、豊岡測候所は、平成19年10月1日に廃止となりました。

兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定

兵庫県（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台（以下、「乙」という。）は、兵庫県地域防災計画に基づく災害対策に係わる事務に関し、相互に密接な連携を図るため、注意報・警報及び観測資料等（以下、「防災情報」という。）の相互交換について、次のとおり協定を締結する。

第1章 総 則

（目的）

第1条 この協定は、乙が発表する警報、注意報及びそれらを補完する気象情報等（以下、「警報事項等」という。）を甲に迅速に提供し、さらに、甲及び乙が保有する防災情報を相互交換することにより、気象等の状況を迅速かつ的確に把握し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に寄与することを目的とする。

第2章 装置等の設置（略）

第3章 管理運用（略）

第4章 情報交換

（情報交換の手段及び内容並びに警報事項の取扱い）

第7条 甲及び乙は、保有する計算機システムを接続し、必要な防災情報を相互に交換する。

- 2 前項により甲が受領した警報事項等は、防災情報提供システムにより受領したものに準じて取り扱うことができる。
- 3 防災情報の提供及び交換に必要な細目的事項については、別途定めるものとする。

第5章 その他（略）

附 則

本協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（平成8年8月28日）」は廃止する。

平成21年3月10日

甲 兵庫県知事 井戸 敏三

乙 神戸海洋気象台長 大山 準一

兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定

兵庫県企画県民部災害対策局災害対策課（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台観測予報課（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定（以下、「協定」という。）」第7条第3項に基づき、防災情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（管理・運用等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステム運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、システムの定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
- 4 甲及び乙は、システム又は回線等に障害が発生した場合は、相互に連絡をとり、迅速な障害復旧に努めるものとする。
- 5 甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害の復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復措置は行わないものとする。
- 6 障害期間中に地震が発生し、甲側で震度3以上の観測データが得られた場合、甲はその観測データをFAX等の方法により乙に提供するよう努めるものとする。
- 7 震度情報の相互交換を円滑に行い、また、防災情報に資する震度情報の品質管理を行うため、別途実施要領を定めるものとする。

（甲から提供する情報）

第3条 甲から乙に提供する情報は、別表1のとおりとする。

（乙から提供する情報）

第4条 乙から甲に提供する情報は、別表2のとおりとする。なお、別表2における「各地の震度に関する情報」に含まれる兵庫県内の気象庁設置震度観測点は、付表5のとおりとする。

（第三者への情報提供及び発表）

- 第5条 甲及び乙は、前2条に定められた情報について、それぞれ別表3及び別表4の機関に配信することができる。
- 2 甲は、乙から提供を受けた情報を、防災を目的として甲が保有するフェニックス防災システム

においても、甲の事務の一環として、各市町及び住民に周知・啓発するため利用することができる。

3 甲から乙に提供された情報は、乙（気象庁及び大阪管区気象台を含む）が発表する防災情報に利用することができる。

（情報の加工）

第6条 甲及び乙は、受領した情報について加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第7条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第8条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第9条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書2通を作成し各自1通を保管する。

附 則

本細目協定の締結に伴い、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する細目協定（平成8年8月28日）」及び「情報交換に関する運用細目（平成16年4月1日）」は、廃止する。

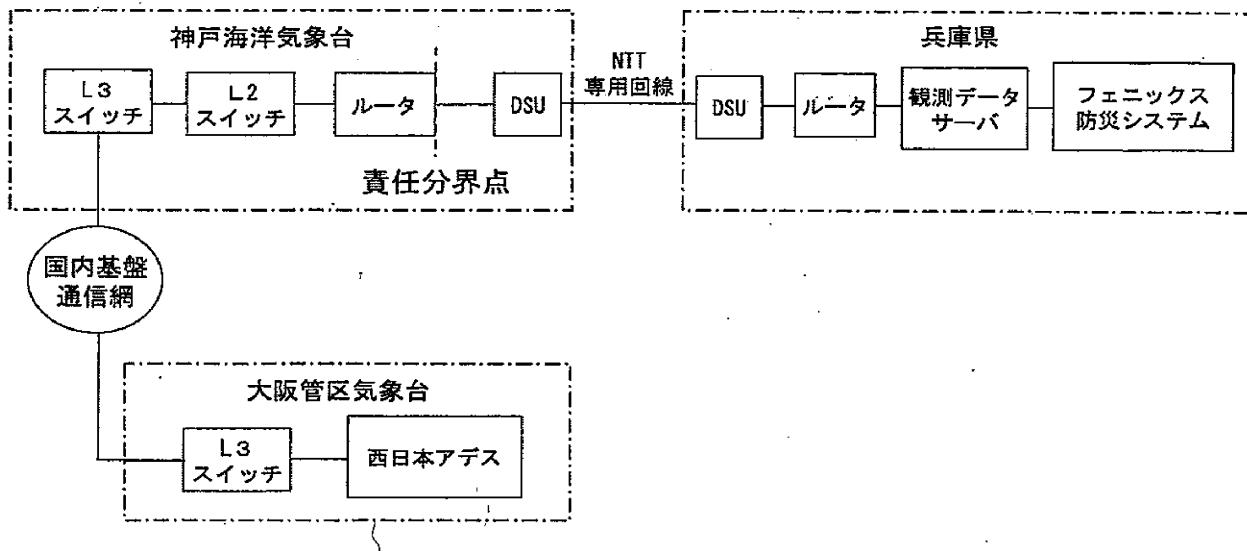
平成21年3月10日

甲 兵庫県企画県民部

災害対策局災害対策課長 足立 誠

乙 神戸海洋気象台観測予報課長 茶円敏彦

別図 システム接続方法及び責任分界点



別表1 甲から乙へ提供する情報

情 報 の 種 類
雨量（兵庫県内（付表1に示す地点））
河川水位（兵庫県内（付表2に示す地点））
震度情報（兵庫県内（付表4に示す地点））

別表2 乙から甲へ提供する情報

情 報 の 種 類
気象予・警報（神戸海洋気象台発表分）
アメダス観測資料（兵庫県を含む範囲（付表3））
津波警報・注意報
震度速報
地震及び津波に関する情報
各地の震度に関する情報
お知らせ

別表3 甲から配信する機関（略）

別表4 乙から配信する機関（略）

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その1)

コード番号	観測所名	住所	コード番号	観測所名	住所
0001	藤原橋	神戸市西区押部谷町和田	0051	東吉馬	東市天川町吉馬
0002	有野	神戸市北区有野町唐櫃	0052	瀬	木加多可郡多可町加美区西瀬
0003	天王ダム	神戸市北区山田町字下谷上	0053	野	東市東市瀬
0004	神戸	神戸市長田区浪松町	0054	下中桃	市多可郡多可町八千代区下野中
0005	淡河	神戸市北区淡河町淡河	0055	中菅生	市細市中桃町前野町前野町前
0006	住吉	神戸市東灘区住吉東草谷	0056	煙	市夢生前野町前野町前野町前
0007	若草東	神戸市須磨区若草谷上	0057	津	市夢生前野町前野町前野町前
0008	植物園	神戸市北区山田町上	0058	野	市夢生前野町前野町前野町前
0009	木見	神戸市西区見津が丘	0059	ダ	市夢生前野町前野町前野町前
0010	石井ダム	神戸市北区山田町下谷上	0060	夢	市夢生前野町前野町前野町前
0011	北区役所	神戸市北区鈴蘭台町通	0061	生	市夢生前野町前野町前野町前
0012	中山手	神戸市中央区中山町通	0062	黒	市夢生前野町前野町前野町前
0013	平野	神戸市西区平野宮南	0063	越	市夢生前野町前野町前野町前
0014	伊川谷	神戸市西区前開町野	0064	神福姫	市夢生前野町前野町前野町前
0015	伊道場	神戸市北区道場町野	0065	大下	市夢生前野町前野町前野町前
0016	大沢	神戸市北区大沢町中原	0066	伊	市夢生前野町前野町前野町前
0017	大箕谷	神戸市北区山田町野	0067	砥	市夢生前野町前野町前野町前
0018	六甲山	神戸市東灘区六甲山	0068	下勝	市夢生前野町前野町前野町前
0019	名塩	西宮市塩瀬町南	0069	足	市夢生前野町前野町前野町前
0020	奥池	芦屋市奥道瀬町意塚	0070	菅坂	市夢生前野町前野町前野町前
0021	尼崎	尼崎市道瀬町意塚	0071	坂筋	市夢生前野町前野町前野町前
0022	西宮	西宮市猪名町清木	0072	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0023	清楊	辺り川市猪名町原	0073	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0024	大宝	宝塚市大原見	0074	坂筋	市夢生前野町前野町前野町前
0025	伏原	伏見郡猪名川町玉旭	0075	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0026	武田	宝塚市玉旭千田	0076	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0027	宝伊丹院	宝塚市千田平	0077	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0028	伊丹院	伊丹市茂平	0078	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0029	多母子	三田市天平	0079	坂筋	市夢生前野町前野町前野町前
0030	青田	三田市天平	0080	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0031	母子	三田市天平	0081	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0032	三田	三田市天平	0082	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0033	藍野	三田市天平	0083	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0034	西高志	三田市天平	0084	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0035	稻美	三田市天平	0085	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0036	加古川	三田市天平	0086	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0037	明加古川	三田市天平	0087	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0038	明加古川	三田市天平	0088	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0039	明加古川	三田市天平	0089	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0040	明加古川	三田市天平	0090	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0041	明加古川	三田市天平	0091	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0042	明加古川	三田市天平	0092	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0043	明加古川	三田市天平	0093	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0044	明加古川	三田市天平	0094	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0045	明加古川	三田市天平	0095	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0046	明加古川	三田市天平	0096	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0047	明加古川	三田市天平	0097	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0048	明加古川	三田市天平	0098	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0049	明加古川	三田市天平	0099	筋	市夢生前野町前野町前野町前
0050	明加古川	三田市天平	0100	筋	市夢生前野町前野町前野町前

付表1 兵庫県雨量観測所一覧表(その2)

コード番号	観測所名	住所	コード番号	観測所名	住所
0101	折方	赤穂市折方	0151	鎧畑	美方香美町香住区鎧
0102	上郡土木	赤穂郡上郡町光都	0152	美香美町香住区烟子	
0103	倉床	宍粟市一宮町倉床	0153	美方香新温泉町多佐坊	
0104	西深	宍粟市一宮町福知	0154	美方香新温泉町小代区	
0105	西安	宍粟市一宮町西積	0155	美方香新温泉町村岡区	
0106	上野	宍粟市一宮町野野内	0156	美方香新温泉町岡区	
0107	宍粟中野	宍粟市一宮町内場	0157	美方香新温泉町長瀬	
0108	河内	宍粟市千種町内場	0158	美方香新温泉町佐棚柏	
0109	八鹿	宍粟市八鹿町下河網	0159	美方香新温泉町柏市	
0110	朝来	宍粟市八鹿町井置	0160	美方香新温泉町今市	
0111	和田	宍粟市山下新町玉井	0161	美方香新温泉町田東	
0112	関大	養父市大屋町梅井	0162	美方香新温泉町田東	
0113	ダム	養父市大屋町夏世	0163	美方香新温泉町田東	
0114	大藪	養父市久敷崎	0164	美方香新温泉町田東	
0115	大崎	父市大崎坪	0165	美方香新温泉町田東	
0116	大坪	父市大崎坪	0166	美方香新温泉町田東	
0117	月	父市東町長田	0167	美方香新温泉町田東	
0118	長野	父市東町長田	0168	美方香新温泉町田東	
0119	奥田	父市東町長田	0169	美方香新温泉町北仁	
0120	路原	父市東町長田	0170	美方香新温泉町北仁	
0121	奈良	父市東町長田	0171	美方香新温泉町北仁	
0122	中間	父市東町長田	0172	美方香新温泉町北仁	
0123	明延	父市東町長田	0173	美方香新温泉町北仁	
0124	糸井	父市東町長田	0174	美方香新温泉町北仁	
0125	森豊	父市東町長田	0175	美方香新温泉町北仁	
0126	伊出	父市東町長田	0176	美方香新温泉町北仁	
0127	城豊	父市東町長田	0177	美方香新温泉町北仁	
0128	但竹	父市東町長田	0178	美方香新温泉町北仁	
0129	野垣	父市東町長田	0179	美方香新温泉町北仁	
0130	岡山	父市東町長田	0180	美方香新温泉町北仁	
0131	大山	父市東町長田	0181	美方香新温泉町北仁	
0132	森藤	父市東町長田	0182	美方香新温泉町北仁	
0133	烟久	父市東町長田	0183	美方香新温泉町北仁	
0134	美石	父市東町長田	0184	美方香新温泉町北仁	
0135	浜湯	父市東町長田	0185	美方香新温泉町北仁	
0136	湯香	父市東町長田	0186	美方香新温泉町北仁	
0137	温八	父市東町長田	0187	美方香新温泉町北仁	
0138	対佐	父市東町長田	0188	美方香新温泉町北仁	
0139	村岡事務所	美方郡香美町小代区	0189	美方香新温泉町北仁	
0140	諸寄	美方郡香美町新温泉町	0190	美方香新温泉町北仁	
0141	久斗	美方郡香美町新温泉町	0191	美方香新温泉町北仁	

付表2 兵庫県水位観測所一覧表(その1)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1001	今藤原	津川	1057	下勝手軒	夢前川
1002	上塩道	石川	1058	三用	津茂川
1003	名菊住	石川	1059	水光	原保川
1007	淡生甲	橋川	1060	日山	田田川
1008	上小多	池田	1061	川々	田栖川
1009	西中吉	田場	1063	良小	種種川
1010	下山下	谷橋	1064		文種川
1011	中桃山	河橋	1065		種種川
1012	井の上	新河	1066		文種川
1013	(上流)の本	住武	1067		種種川
1014	木本	有武	1068		文種川
1015		武有	1069		種種川
1016		猪天	1070		文種川
1020		杉杉	1071		種種川
1021		野町	1072		文種川
1022		脇間	1073		種種川
1023		枝里	1074		文種川
1024		野	1075		種種川
1028		万下	1076		文種川
1029		東	1077		種種川
1030		美	1078		文種川
1032		志	1079		種種川
1033		法瀬	1080		文種川
1035		天越	1081		種種川
1036		市市	1084		文種川
1037		市市	1085		種種川
1038		市市	1086		文種川
1039		市市	1087		種種川
1043		市市	1088		文種川
1044		市市	1091		種種川
1045		市市	1092		文種川
1046		市市	1093		種種川
1047		市市	1094		文種川
1048		市市	1095		種種川
1049		木木	1096		文種川
1051		川天	1098		種種川
1053		夢夢	1099		文種川
1054		庄写	1100		種種川
1055		持持	1101		文種川
1056	法実	寺菅	1102		種種川

付表2 兵庫県水位観測所一覧表その(2)

コード番号	観測所名	河川名	コード番号	観測所名	河川名
1103	小上篠成	柏原川	1156	田門中前守合ヶ	日橋
1105		葛川	1157	掃落門	士富
1106		篠川	1158	魚山	相田
1107		竹川	1159	石山	生田
1108		山川	1160	大赤	原八
1110		田川	1161	住上	木根瀬
1111		志川	1162	黒家	古引谷
1112		珠川	1163	加船	喜加
1116		本川	1164	加船垂	千鳥
1120		原川	1165		東万
1121		原川	1166		
1126		庫川	1167		
1127		庫川	1168		
1128		庫野川	1169		
1129		野川	1170		
1130		田賀屋橋	1171		
1132		屋石谷			
1133		谷古野			
1134		佐野			
1135		方原			
1136		原屋			
1137		屋条			
1138		山田			
1139		内日			
1140	行野青川岡道	伊山都石高夙芦明高高上春野藤駄味味小大今東宮東下	1141	屋石川原原本良所	黒伊山都石高夙芦明高高加菅奈八六味味大建東篠宮牛大
1141			1142		
1142			1143		
1143			1144		
1144			1145		
1145			1146		
1146			1147		
1147			1148		
1148			1149		
1149			1150		
1150			1151		
1151			1152		
1152			1153		
1153			1154		
1154			1155		
1155					

付表3 アメダス観測所資料提供府県一覧表 (略)

付表4 兵庫県計測震度計設置市町一覧表 (略)

洪水予報業務等の実施に係る兵庫県と神戸海洋気象台間の 気象・河川情報等の交換に関する細目協定

兵庫県国土整備部土木局河川整備課（以下、「甲」という。）と神戸海洋気象台観測予報課（以下、「乙」という。）は、「兵庫県と神戸海洋気象台間の防災情報の交換に関する協定」（以下、「協定」という。）に基づき、共同洪水予報業務に係る情報の相互交換に関して、次のとおり細目協定を締結する。

（システム接続方法）

第1条 甲及び乙は、甲の保有する情報機器と乙の保有する情報機器を別図のとおり接続する。

（運用・管理等）

第2条 システムの運用、保守、点検、経費等に係る責任分界点は、別図のとおりとする。

- 2 甲及び乙のシステムの運用時間は常時とする。
- 3 甲及び乙は、定期点検及び修理等により情報交換を停止する場合は、事前に相互に連絡、調整するものとする。
- 4 甲及び乙は、障害により情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡を取り迅速な復旧に努めるものとする。
- 5 前項の定めにより、甲及び乙のシステム又は回線等に障害があった場合の情報交換の再開は、障害復旧後速やかに実施するものとし、障害期間中の情報回復処置は行わないものとする。

（情報の内容）

第3条 甲と乙が交換する情報は、別表1～3のとおりとする。

（情報の加工）

第4条 甲及び乙は、受領した情報を加工して利用する場合には、事前に協議するものとする。

（目的外の利用）

第5条 甲及び乙は、受領した情報を協定の目的以外に利用する場合は、事前に協議するものとする。

（その他）

第6条 この細目協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合には、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

第 7 条 この細目協定の締結を証するため、本細目協定書 2 通を作成し各自 1 通を保管する。

附則

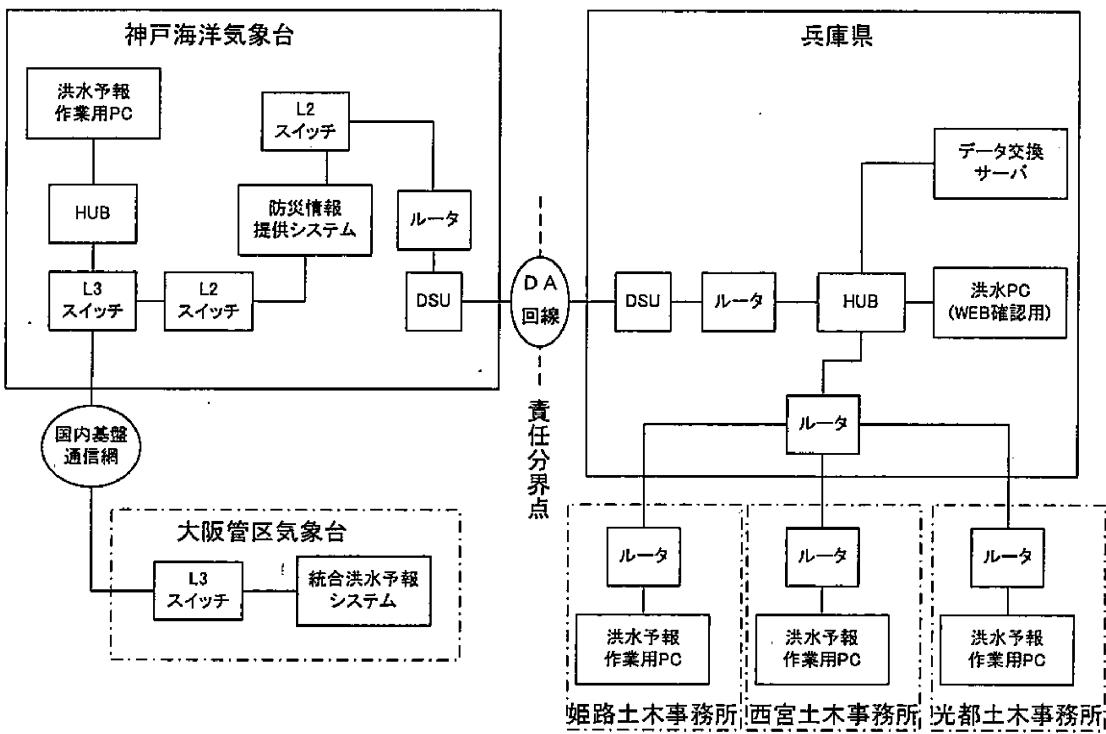
- 1 本細目協定は、平成 22 年 9 月 7 日締結し、同日から実施する。
- 2 本細目協定は、平成 22 年 12 月 14 日一部改正し、同日から実施する。

平成 22 年 12 月 14 日

甲 兵庫県県土整備部土木局河川整備課長 小西 克彦

乙 神戸海洋気象台観測予報課長 藤原 清

別図 システム接続方法及び責任分界点



別表1 甲と乙が相互に交換する情報

情報名	提供範囲
1 洪水予報作業に係る情報	甲と乙が共同で行う予報文作成及び発表のための作業に必要とするもの

別表2 甲から乙に提供する情報

情報名	提供範囲
1 雨量実況値	兵庫県内
2 水位実況値	兵庫県内
3 水位予測値	兵庫県内の洪水予報基準点

別表3 乙から甲に提供する情報

情報名	提供範囲
1 メッシュ雨量実況値	兵庫県全域を含む
2 メッシュ雨量予測値	兵庫県全域を含む
3 流域平均雨量実況・予測値	兵庫県内の洪水予報を行う河川流域
4 アメダス実況値	兵庫県全域を含む
5 気象注警報・気象情報	神戸海洋気象台発表分
6 指定河川洪水予報	姫路及び豊岡河川国道事務所と神戸海洋気象台共同発表分

津波における水防非常配備態勢に関する協定書

津波の特殊性に鑑み、港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）とは、津波における水防非常配備態勢について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、津波の来襲が予想されると認められる場合において、適切な水防活動態勢の確立、的確な情報伝達を図ることを目的とする。

（水防指令）

第2条 津波に係る水防指令の発令は、前条の目的を達成するため、当分の間、次により行うものとする。

- (1) 津波注意報が発表された場合、水防本部は、水防指令第1号を発令する。
- (2) 津波警報（ツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第2号を発令する。
- (3) 津波警報（オオツナミ）が発表された場合、水防本部は、水防指令第3号を発令する。

2 水防配備態勢の規模を縮小及び解除する場合は、甲、乙協議の上、決定する。

（潮位の報告等）

第3条 甲は、既存の潮位オンラインシステム、事務所からの報告等により海面の状況を把握することに努め、適宜、乙にその状況を報告する。

2 津波に係る問合せ等の対応については、甲、乙協力して対応する。

（雑則）

第4条 この協定に疑義を生じたとき、又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

附 則

この協定は、平成8年4月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年4月1日

甲 港湾課長 長谷川 浩三
乙 河川課長 熊谷 清

変更協定書

港湾課長（以下「甲」という。）と河川課長（以下「乙」という。）との間に平成8年4月1日付けにて協定した「津波における水防非常配備態勢に関する協定書」、及び平成15年4月1日付け協定した「変更協定書」の一部について、下記のとおり変更する。

記

第2条第1項中の(1)乃至(3)を削除し、「津波注意報、または津波警報が発表された場合、水防本部は水防指令第3号を発令する。」に変更する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

平成24年4月1日

甲 港湾課長 平井住夫

乙 河川整備課長 松本正利

大雨注意報・警報基準

種類		大雨警報(土砂災害)基準	大雨警報(浸水害)基準	大雨注意報基準	
一次細分区域	二次細分区域	土壤雨量指基準	雨量基準	土壤雨量指基準	雨量基準
兵庫県南部	神戸市	120	R1=60 R1=50	79	R1=40 R1=30
	尼崎市	—	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	130	平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30
	西宮市	151	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	99	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	芦屋市	159	R1=60	104	R1=30
	伊丹市	124	R3=100	81	R3=50
	宝塚市	124	R1=70	81	R1=30
	川西市	124	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70	81	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	三田市	119	R1=60	78	R1=30
	猪名川町	138	R1=70	91	R1=30
	西脇市	131	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	102	R1=30
	篠山市	126	R1=60	98	R1=40
	丹波市	140	R1=60	109	R1=30
	多可町	129	R1=60	100	R1=40
	宍粟市	110	平坦地以外:R1=60	88	平坦地以外:R1=40
	市川町	123	R1=50	98	R1=30
	福崎町	123	R1=50	98	R1=30
	神河町	130	R1=60	104	R1=30
	佐用町	130	R1=50	104	R1=30
	明石市	125	R1=50	96	R1=25
	加古川市	117	R1=50	90	R1=30
	三木市	119	R1=60	91	R1=40
	高砂市	117	R1=50	90	R1=30
	小野市	125	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	96	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	加西市	117	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=100	90	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60
	加東市	125	R1=60	96	R1=40
	稻美町	122	平坦地:R1=50あるいは R3=70	93	平坦地:R1=30あるいは R3=40
	播磨町	—	R1=50あるいはR3=70	107	R1=30あるいはR3=40
	姫路市	110	R1=50	80	R1=30
兵庫県北部	相生市	124	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=60	90	平坦地:R1=20 平坦地以外:R1=30
	赤穂市	134	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	97	平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40
	たつの市	112	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	81	平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30
	太子町	115	R1=50	83	R1=30
	上郡町	132	R1=50	96	R1=30
	洲本市	141	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70あるいは R3=130	100	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=40あるいは R3=90
	南あわじ市	116	R1=60	82	R1=30
	淡路市	110	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=140	78	平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60
	豊岡市	109	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=50	89	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30
	香美町	127	平坦地以外:R1=90	104	平坦地以外:R1=60
	新温泉町	163	平坦地以外:R1=60	133	平坦地以外:R1=30
	養父市	142	平坦地以外:R1=60	109	平坦地以外:R1=40
	朝来市	138	平坦地以外:R1=70	106	平坦地以外:R1=40

※ 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。

※ 雨量基準欄において「平坦地」「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

※ 土壤雨量指基準は1km格子毎に設定しており、市町内における最低値を記載している。

洪水注意報・警報基準

種類		洪水警報基準			洪水注意報基準		
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指數基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指數基準	複合基準
兵庫県南部	神戸市	R1=60	明石川流域=20 伊川流域=12 新湊川流域=12 武庫川流域=33	平坦地:R1=45 and明石川流域=12	R1=40	明石川流域=16 伊川流域=10 新湊川流域=6 武庫川流域=18	平坦地:R1=30 and明石川流域=12
	尼崎市	R1=50			R1=30	武庫川流域=20	
	西宮市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70		平坦地:R1=30 and武庫川流域=21	平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30		平坦地:R1=20 and武庫川流域=21
	芦屋市	R1=60			R1=30		
	伊丹市	R3=100	武庫川流域=36		R3=50	武庫川流域=18	
	宝塚市	R1=70	武庫川流域=36 波豆川流域=16	平坦地:R3=90 and武庫川流域=19	R1=30	武庫川流域=22 波豆川流域=13	平坦地:R3=60 and武庫川流域=19
	川西市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=70			平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40		
	三田市	R1=60	武庫川流域=28 羽束川流域=11 菅野川流域=12		R1=30	武庫川流域=22 羽束川流域=7 菅野川流域=10	
	猪名川町	R1=70	猪名川流域=13	R1=50 and猪名川流域=10	R1=30	猪名川流域=10	
	西脇市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	加古川流域=33 杉原川流域=16 野間川流域=15		R1=30	加古川流域=26 杉原川流域=10 野間川流域=12	
	篠山市	R1=60	篠山川流域=23 東条川流域=18 武庫川流域=15		R1=40	篠山川流域=15 東条川流域=10 武庫川流域=12	
	丹波市	R1=60	加古川流域=37 篠山川流域=16 竹田川流域=25		R1=30	加古川流域=30 篠山川流域=13 竹田川流域=20	
	多可町	R1=60	杉原川流域=12 野間川流域=11		R1=40	杉原川流域=10 野間川流域=9	
	宍粟市	R1=60	菅野川流域=9 伊沢川流域=9 引原川流域=18 千種川流域=13 志文川流域=6		R1=40	菅野川流域=7 伊沢川流域=7 引原川流域=10 千種川流域=10 志文川流域=5	
	市川町	R1=50	市川流域=30	平坦地:R3=40 and市川流域=23	R1=30	市川流域=17	
	福崎町	R1=50	市川流域=30		R1=30	市川流域=18	
	神河町	R1=60	市川流域=23 小田原川流域=11 越知川流域=17	R1=45 and市川流域=14	R1=30	市川流域=18 小田原川流域=6 越知川流域=14	
	佐用町	R1=50	千種川流域=22 佐用川流域=17 志文川流域=16		R1=30	千種川流域=16 佐用川流域=14 志文川流域=13	
	明石市	R1=50	明石川流域=18		R1=25	明石川流域=11	
	加古川市	R1=50	法華山谷川流域=9		R1=30	法華山谷川流域=5	
	三木市	R1=60	美嚢川流域=23 志染川流域=12		R1=40	美嚢川流域=12 志染川流域=10	
	高砂市	R1=50	天川流域=11 法華山谷川流域=11		R1=30	天川流域=6 法華山谷川流域=9	
	小野市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	東条川流域=18 万願寺川流域=18		平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	東条川流域=14 万願寺川流域=11	
	加西市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=100	万願寺川流域=17 下里川流域=9		平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60	万願寺川流域=14 下里川流域=7	
	加東市	R1=60	東条川流域=18		R1=40	東条川流域=9	
	稲美町	平坦地:R1=50あるいは R3=70 平坦地以外:R3=70			平坦地:R1=30あるいは R3=40 平坦地以外:R3=40		
	播磨町	平坦地:R1=50 R3=70			平坦地:R1=30 R3=40		
	姫路市	R1=50	夢前川流域=16 菅生川流域=8 林田川流域=13 天川流域=8 大津茂川流域=11		R1=30	夢前川流域=13 菅生川流域=6 林田川流域=7 天川流域=4 大津茂川流域=9	
	相生市	平坦地:R1=45 平坦地以外:R1=60			平坦地:R1=20 平坦地以外:R1=30		
	赤穂市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	千種川流域=23		平坦地:R1=30 平坦地以外:R1=40	千種川流域=18	
	たつの市	平坦地:R1=50 平坦地以外:R1=60	林田川流域=14 栗栖川流域=9		平坦地:R1=25 平坦地以外:R1=30	林田川流域=9 栗栖川流域=7	

洪水注意報・警報基準

種類		洪水警報基準			洪水注意報基準		
一次細分区域	二次細分区域	雨量基準	流域雨量指數基準	複合基準	雨量基準	流域雨量指數基準	複合基準
兵庫県南部	太子町	R1=50	林田川流域=15 大津茂川流域=9		R1=30	林田川流域=12 大津茂川流域=6	
	上郡町	平坦地以外:R1=50	千種川流域=27 安室川流域=7 鞍居川流域=12		平坦地以外:R1=30	千種川流域=20 安室川流域=6 鞍居川流域=10	
	洲本市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R1=70 R3=130	洲本川流域=15	平坦地:R1=45 and洲本川流域=10	平坦地:R1=40 平坦地以外:R1=40 R3=90	洲本川流域=8	
	南あわじ市	R1=60	三原川流域=27 大日川流域=20		R1=30	三原川流域=15 大日川流域=16	
	淡路市	平坦地:R1=60 平坦地以外:R3=140			平坦地:R1=30 平坦地以外:R3=60		
兵庫県北部	豊岡市	平坦地:R3=90 平坦地以外:R1=50	竹野川流域=18 稻葉川流域=17 六方川流域=5	平坦地:R3=30 and円山川流域=32	平坦地:R3=60 平坦地以外:R1=30	竹野川流域=14 稻葉川流域=14 六方川流域=4	平坦地:R3=20 and円山川流域=32
	香美町	R1=90	矢田川流域=16 佐津川流域=10	R3=90and矢田川流域=15	R1=60	矢田川流域=10 佐津川流域=8	
	新温泉町	R1=60	岸田川流域=12 久斗川流域=11		R1=30	岸田川流域=10 久斗川流域=9	
	養父市	R1=60	円山川流域=46 八木川流域=19 大屋川流域=18 建屋川流域=12 明延川流域=12		R1=40	円山川流域=37 八木川流域=15 大屋川流域=9 建屋川流域=10 明延川流域=10	
	朝来市	R1=70	円山川流域=22 神子烟川流域=6 市川流域=17	R3=60and円山川流域=20	R1=40	円山川流域=18 神子烟川流域=4 市川流域=9	

※ 雨量基準の「R1」、「R3」はそれぞれ1時間雨量、3時間雨量を示す。

※ 雨量基準欄において「平坦地」「平坦地以外」の地域名で基準値を記述する場合がある。

高潮注意報・警報基準

種類		高潮警報基準	高潮注意報基準
一次細分区域	二次細分区域	潮位(単位m)	潮位(単位m)
兵庫県南部	神戸市	1.6	1.2
	尼崎市	1.8	1.2
	西宮市	1.8	1.2
	芦屋市	2.2	1.2
	明石市	2.0	1.2
	加古川市	2.3	1.2
	高砂市	2.3	1.2
	播磨町	2.3	1.2
	姫路市	1.8	1.2
	相生市	1.8	1.2
	赤穂市	2.0	1.2
	たつの市	2.0	1.2
	洲本市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2
	南あわじ市	紀伊水道側 1.8 播磨灘側 1.8	1.2
	淡路市	大阪湾側 2.1 播磨灘側 1.6	1.2
兵庫県北部	豊岡市	0.9	0.7
	香美町	0.9	0.7
	新温泉町	1.1	0.7

※ 潮位は標高上の高さ

兵庫県

北部

平坦地

平坦地以外

鳥取県

京都府

岡山県

播磨北西部

北播磨

播磨南西部

南部

阪神

伊丹市

尼崎市

西宮市

芦屋市

明石市

但馬市

淡路島

洲本市

淡路市

守口市

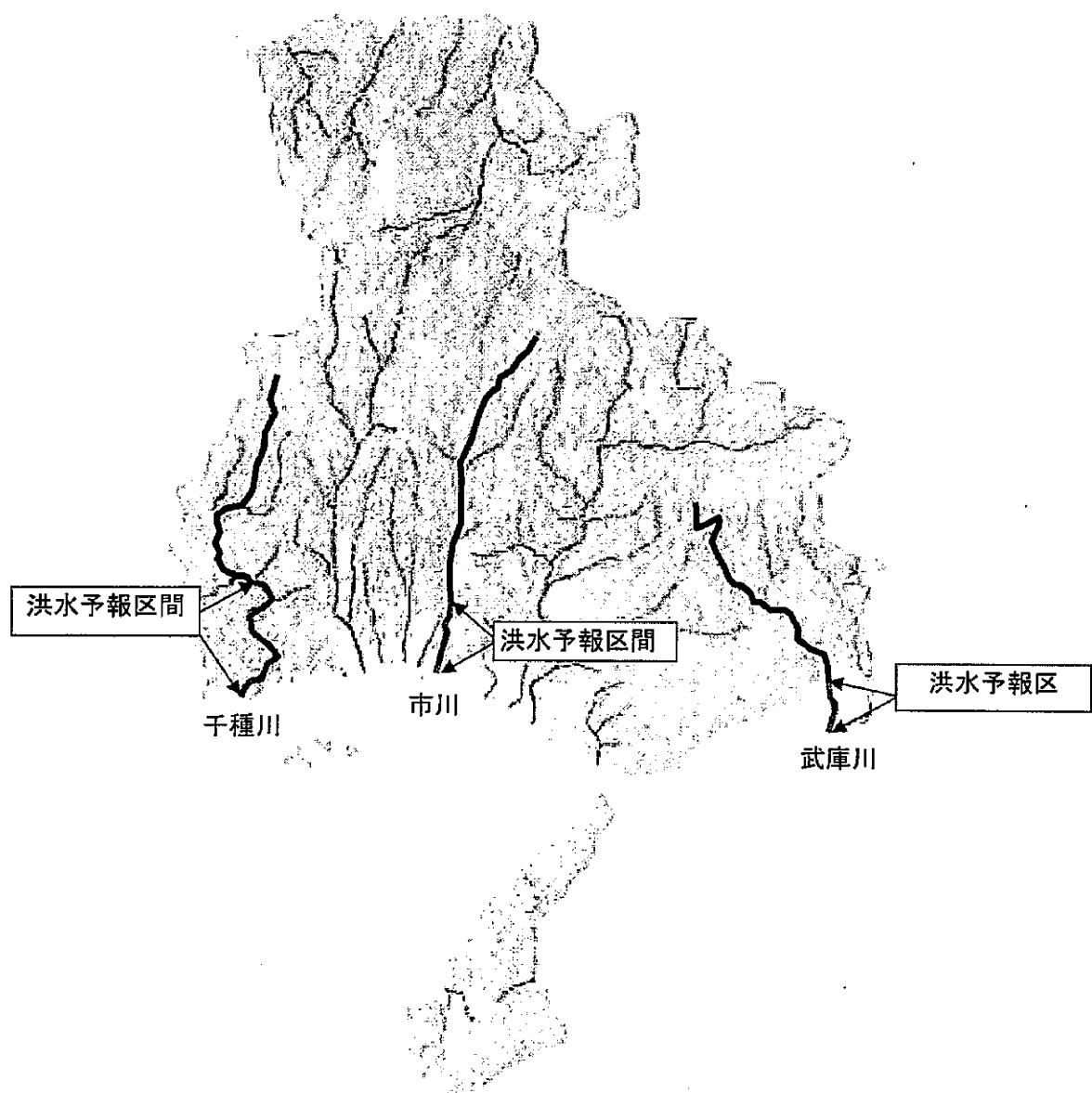
大阪府

香川県

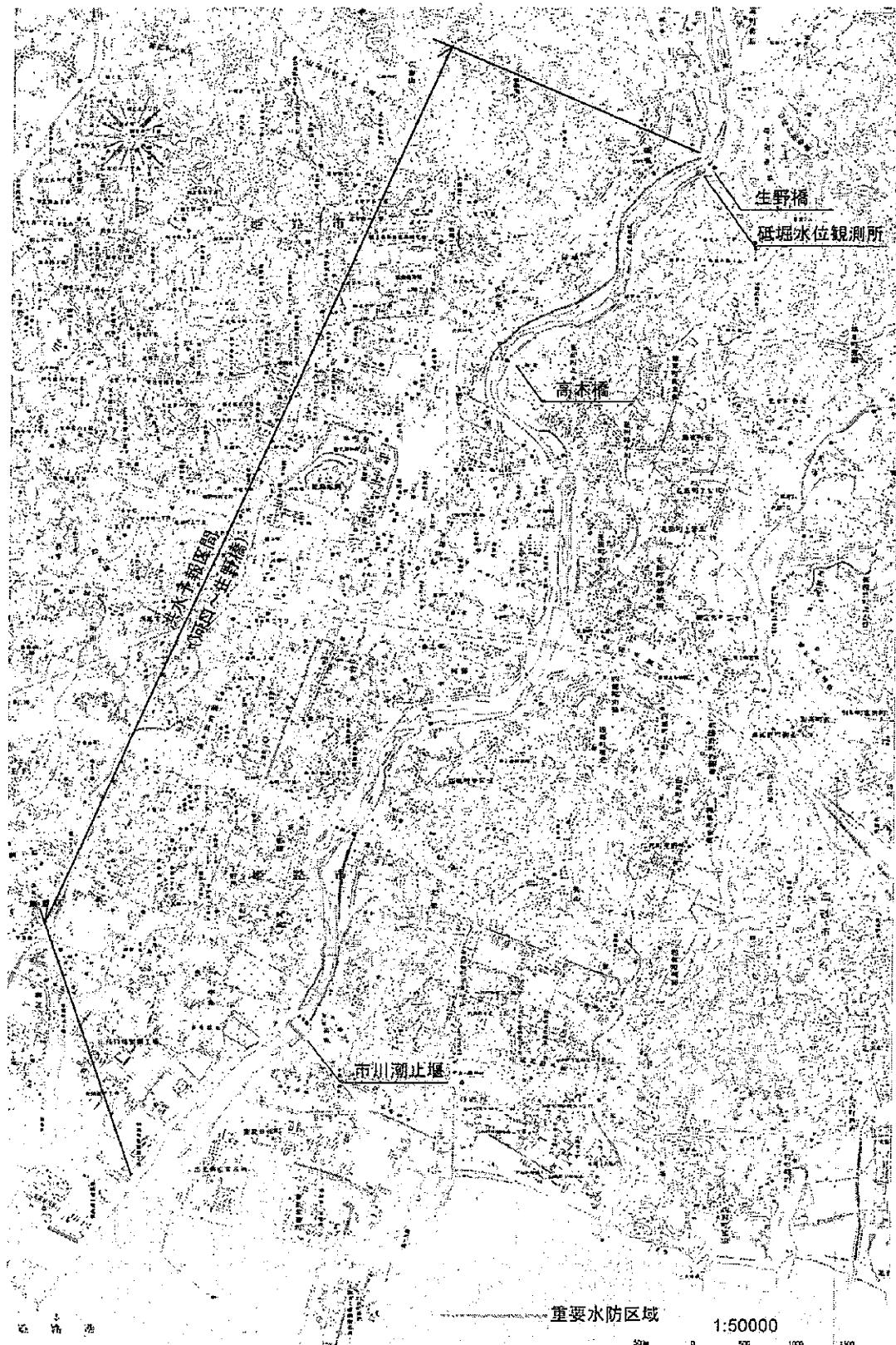
徳島県

和歌山県

付図3 洪水予報河川の位置図

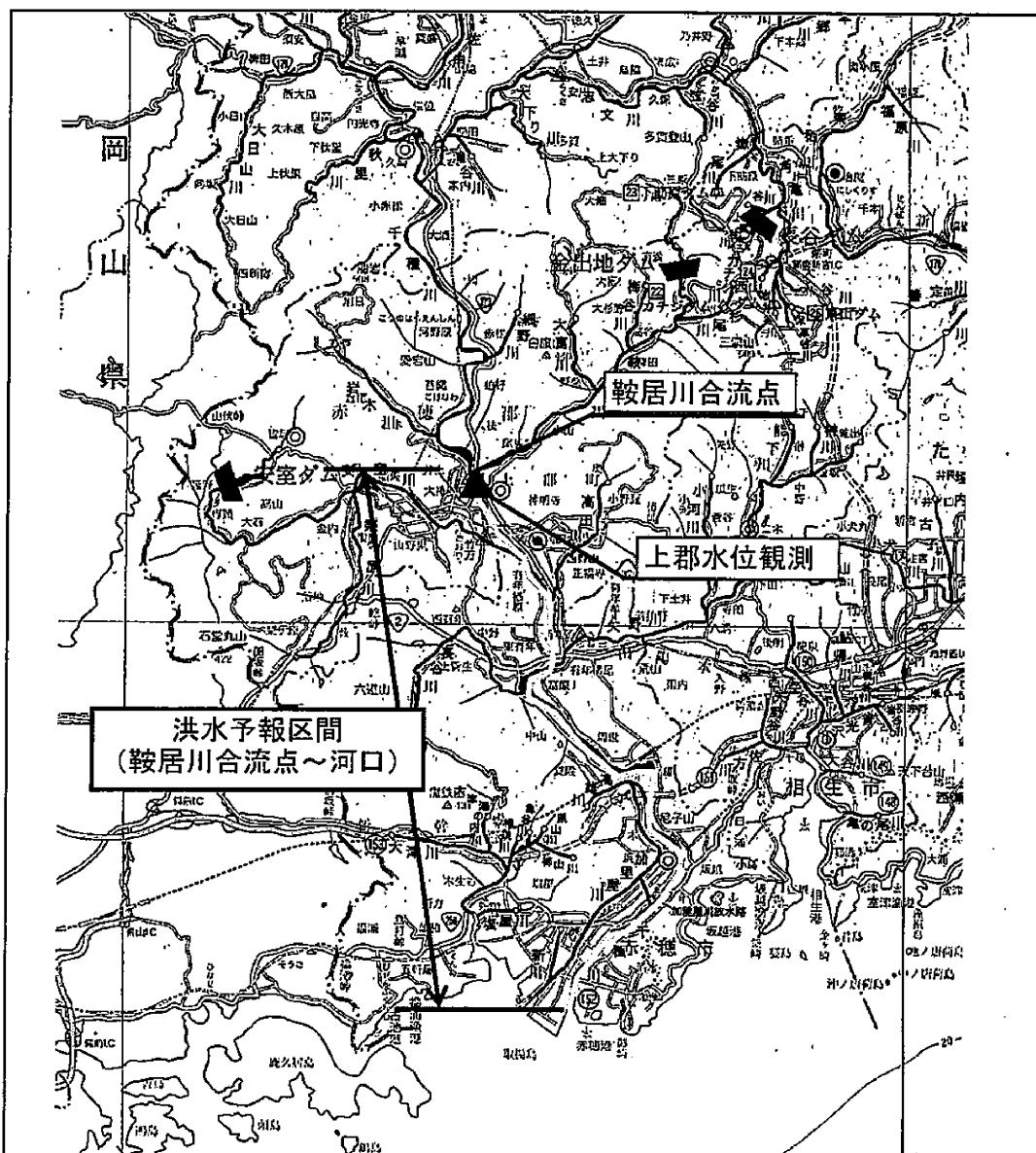


市川洪水予報の予報区間・基準地点



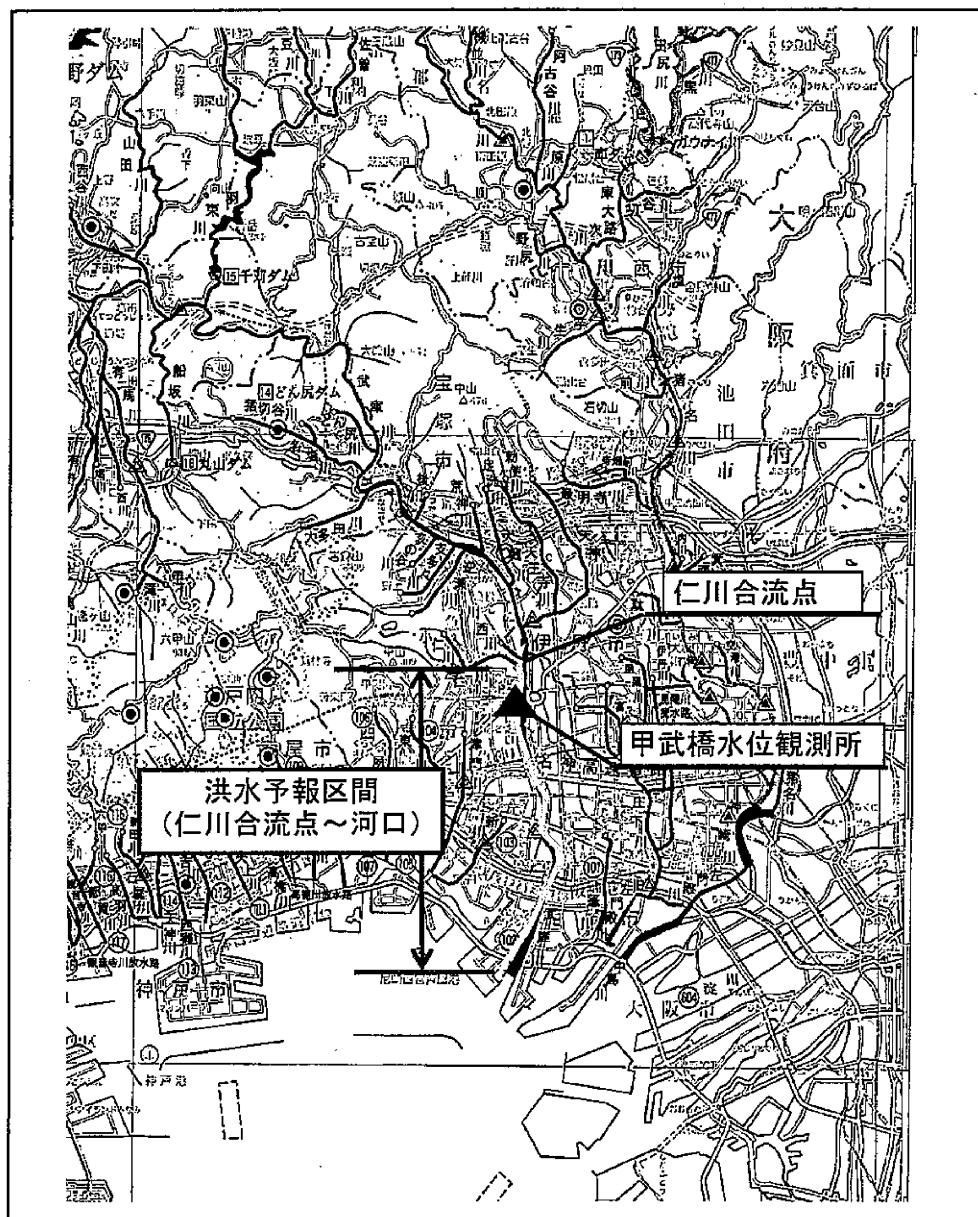
水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
市川水系	市川	左岸：兵庫県姫路市砥堀字林ノ谷 1400番の22地先から 海まで 右岸：兵庫県姫路市砥堀字荒砂 839番地先から 海まで	砥堀	兵庫県 中播磨県民局姫路土木事務所 気象庁 神戸海洋気象台観測予報課

千種川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
千種川系	千種川	左岸：赤穂郡上郡町上郡210番地先から海まで	上郡	兵庫県 西播磨県民局 光都土木事務所
		右岸：赤穂郡上郡町大持285番地先から海まで		気象庁 神戸海洋気象台観測予報課

武庫川洪水予報の予報区間・基準地点



水系名	河川名	実施区間	基準地点	担当部署
武庫川水系	武庫川	左岸：尼崎市西昆陽2丁目18番3地先から海に至るまで	甲武橋	兵庫県 阪神南県民局 西宮土木事務所
		右岸 西宮市一里山町3番12地先から海に至るまで		気象庁 神戸海洋気象台 観測予報課

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表

発令県民局名 (H23.4.1現在)	発令事務所名 (H23.4.1現在)	水防警報河川						水位周知河川			
		名称	指定区域	水位計	水防圖 待機水位 (通常水位) (m)	はん證 注意水位 或水位 (m)	対象市町 (H21.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が 発令基準に達したときに発 令)	避難判断水位 (特別警戒水位) (m)	はん證 危険水位 (危険水位) (m)	
神戸市	神戸市	淡河川	全域	淡河	1.20	1.60	神戸市		1.70	2.30	神戸市
		武庫川	全域	道場	3.10	3.80	神戸市	阪神北とは別個に発 令	4.60	6.20	神戸市
		有馬川	全域	塙田	1.90	2.60	神戸市	阪神南とは別個に発 令	3.00	3.80	神戸市
		高横川	全域	森北	0.70	0.90	神戸市		1.00	1.40	神戸市
		住吉川	全域	住吉	1.40	1.90	神戸市		2.40	2.70	神戸市
		石屋川	全域	水道橋	1.00	1.40	神戸市		1.80	2.00	神戸市
		御賀川	全域	甲種	1.00	1.40	神戸市		1.70	2.00	神戸市
		新湊川	全域	新水橋	2.00	2.80	神戸市		3.40	4.00	神戸市
		妙法寺川	全域	上弓市橋	1.50	2.10	神戸市		2.10	3.00	神戸市
		福田川	全域	名谷	1.70	2.40	神戸市		3.00	3.50	神戸市
		山田川	全域	西岡橋	1.30	1.90	神戸市		2.30	2.70	神戸市
		明石川	全域	藤原橋	1.60	2.20	神戸市	(注)	2.60	3.10	神戸市
				今津	1.50	2.10			2.30	3.00	
		伊川	全域	伊川谷	0.90	1.30	神戸市	(注)	1.50	1.90	神戸市
				上池	1.30	1.80			2.10	2.50	
阪神南	西宮市	武庫川	全域	甲武橋	2.20	3.20	尼崎市・西宮市	阪神北七とは別個に発 令	3.80	4.50	尼崎市・西宮市
				小曾根	2.60	4.00			5.00	6.00	
		有馬川	全域	上山口	0.90	1.30	西宮市	神戸とは別個に発令	1.60	2.00	西宮市
		尼崎港・西 宮	夙川	夙川	1.20	1.80	西宮市	西宮・尼崎港 合同発 令	2.40	3.00	西宮市
阪神北	宝塚市	芦屋川	全域	芦屋川	1.00	1.80	芦屋市	西宮・尼崎港 合同発 令	2.10	2.40	芦屋市
		猪名川	国交省発令区間を除く 全域	多田院	4.20	5.20	川西市・猪名川町		6.00	7.00	川西市・猪名川町
		武庫川	全域	生駒	1.80	3.20	宝塚市・伊丹市・西宮市	神戸・阪神南とは別個 に発令	3.30	4.30	
				武田尾	1.80	2.70			3.10	4.20	宝塚市・伊丹市・西宮市
東播磨	加古川市	明石川	全域	明石川	3.18	3.88	明石市		4.46	5.00	明石市
		谷八木川	全域	大久保	1.20	1.70	明石市		1.90	2.50	明石市
		赤穂川	全域	赤穂川	1.00	1.40	明石市		1.79	2.40	明石市
		瀬戸川	全域	魚住	0.80	1.20	明石市		1.86	2.13	明石市
		喜瀬川	全域	住吉橋	0.90	1.40	揖磨町・加古川市・福美町		2.60	3.00	揖磨町
									1.60	1.90	加古川市
		法華谷山川	全域	魚橋	1.50	2.20	高砂市・加古川市		3.02	3.40	高砂市・加古川市
		天川	全域	牛谷	1.70	2.50	高砂市		3.27	3.70	高砂市
		加古川	国交省発令区間を除く 全域	上戸田(下流)	2.50	3.90	西脇市	(注)	4.50	5.65	西脇市(旧西脇市)
				上戸田(上流)					3.90	6.04	西脇市(旧黒田庄村)
北播磨	加東市	美嚢川	全域	山の上	1.80	2.50			5.00	7.31	三木市(旧吉川町)
				桃津	3.40	4.60	三木市	(注)	5.30	6.65	
				三木本町	2.10	3.00			3.40	4.11	三木市(旧三木市)
		志染川	全域	御坂	2.20	3.10	三木市		4.80	5.04	三木市(旧三木市)
		万願寺川	国交省発令区間を除く 全域	山枝	1.40	2.00	加西市	(注)	2.80	3.26	
				中野	1.80	2.60			3.00	3.52	加西市
		下里川	全域	下里	1.70	2.50	加西市		3.10	4.11	加西市
		万勝寺川	国交省管理分界から 神鉄橋梁までの区間	垂井橋	0.60	0.90	小野市		1.20	1.80	小野市
		東条川	小野市・加東市 国交省発令区間を除く	吉井(下流)	1.50	2.00	小野市・加東市	(注)	2.70	3.83	小野市
				吉井(上流)					3.20	4.41	加東市
		千鳥川	全域	家原	1.40	2.30	加東市		2.90	3.44	加東市
		野間川	全域	下野間	1.60	2.30	西脇市・多可町		2.80	3.43	西脇市・多可町
		杉原川	全域	中町	2.10	2.80	西脇市・多可町	(注)	2.80	2.98	西脇市・多可町
				西脇	2.30	3.30			3.30	4.29	西脇市
中播磨	姫路市	林田川	全域	穴部	1.30	1.80	姫路市	西播磨とは別個に発 令	2.00	2.40	姫路市
		天川	全域	天川	2.00	2.50	姫路市		4.20	4.70	姫路市
				寺前	1.90	2.70			3.10	3.60	神河町・市川町
		市川	全域	福崎	4.10	5.00	姫路市・福崎町・神河町・市川 町	(注)	5.20	6.00	姫路市(旧香寺町)・福崎町
				延堀	3.30	4.30			5.00	5.40	姫路市
		越知川	全域	神崎	1.30	1.80	神河町		1.90	2.70	神河町
				古知之庄	1.50	2.00			2.40	2.80	姫路市(旧夢前町)
		夢前川	全域	書写	1.50	2.00	姫路市	(注)	3.20	3.60	姫路市(旧姫路市)
				下手野	2.60	3.30			4.80	5.00	
西播磨	姫路市	寒生川	全域	寒法寺	3.20	4.00	姫路市	(注)	4.50	4.90	姫路市(旧姫路市)
				蓮持	3.35	3.85			4.50	4.90	姫路市(旧夢前町)
		大津茂川	全域	鴨原	1.10	1.60	姫路市	西播磨とは別個に発 令	3.30	4.00	姫路市
				引瀬川	2.00	3.00	宍粟市	引瀬川は国土交通省管 理区間を含む 眞瀬川は奈良県免令区 間を除く	3.20		宍粟市
		董野川	全域	奉安	1.20	1.50	宍粟市		1.70	1.85	宍粟市
				千種川(上流)	1.10	1.60	宍粟市		2.00	2.80	宍粟市
光都	佐用町	千種川(上流)	全域	上三河	1.50	2.10	佐用町		2.50	3.70	佐用町
				上郡	2.70	3.40	赤穂市・上郡町		3.80	4.70	赤穂市・上郡町
		佐用川	全域	佐用水位	2.50	2.80	佐用町		3.00	3.80	佐用町
		志文川	宍粟市を除く全域	三日月	1.10	1.50	佐用町		1.80	2.40	佐用町

水防警報河川・水位周知河川 指定一覧表

発令県民局名 (H23.4.1現在)	発令事務所名 (H23.4.1現在)	水防警報河川							水位周知河川		
		名 称	指定区域	水位計	水防区持継水位 (通報水位) (m)	はん延 注意水位 (警戒水位) (m)	対象市町 (H21.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの水位計が 発令基準に達したときに発 令)	避難判断水位 (特別要戒水位) (m)	はん延 危険水位 (危険水位) (m)	対象市町 (H21.4.1現在)
西播磨	龍野	林田川	国交省発令区间を除く全城	穴部	-1.30	1.80	たつの市	姫路とは別個に発令	2.00	2.40	たつの市
		栗宿川	国交省発令区间を除く全城	福橋	1.40	1.90	たつの市		2.00	2.80	たつの市
		大津川	全域	勝原	1.10	1.60	太子町	姫路とは別個に発令	3.30	4.00	太子町
但馬	豊岡	奈佐川	国交省発令区间を除く全城	野垣	1.80	2.40	豊岡市		2.70	3.20	豊岡市
		出石川	国交省発令区间を除く全城	矢根	2.20	2.80	豊岡市		3.70	4.20	豊岡市
		福栗川	全域	伊府	1.70	2.00	豊岡市		2.30	2.85	豊岡市
		竹野川	全域	森本	1.30	2.20	豊岡市		2.38	2.99	豊岡市
		佐津川	全域	佐津	1.45	2.10	香美町		2.33	3.00	香美町
	新温泉	矢田川	旧美方町を除く全城	村岡 番住	2.20 2.20	2.80 2.90	香美町	(注)	3.40 3.50	5.00 5.92	香美町
		湯舟川	全域	湯舟	0.90	1.50	香美町		2.10	2.40	香美町
		岸田川	全域	浜坂 温泉	1.40 0.58	2.40 1.10	新温泉町	(注)	3.10 1.50	4.05 2.20	新温泉町(旧浜坂町) 新温泉町(旧温泉町)
		久斗川	全域	対田	1.50	2.20	新温泉町		2.40	2.81	新温泉町
		大柄川	全域	勝寄	0.80	1.40	新温泉町		2.30	2.60	新温泉町
		丹山川	全域	多々良木 玉置 藍崎 上小田	1.40 2.20 2.00 2.50	2.00 3.10 2.60 3.60	朝来市・美父市	(注)	3.00 3.40 3.40 4.50	3.80 4.20 4.80 5.50	朝来市 美父市
	妻父	八木川	全域	関宮 八鹿	1.40 1.80	2.00 2.30	美父市	(注)	2.50 3.80	3.00 4.80	美父市
		大屋川	全域	大屋 小城	2.00 2.00	2.50 2.80	美父市	(注)	3.00 3.20	3.50 4.00	美父市
		雄國川	全域	大坪	1.50	2.10	美父市		2.60	3.00	美父市
		竹田川	全域	上田	1.20	2.00	丹波市		2.60	3.00	丹波市
丹波	丹波	加吉川	全域	木郷	2.30	3.30	丹波市		3.50	4.60	丹波市
		東条川	全域	今田	2.00	2.40	篠山市		2.60	3.00	篠山市
		篠山川	全域	篠山	1.80	2.50	篠山市・丹波市		3.50	4.10	篠山市・丹波市
		宮田川	全域	宮田	2.10	2.60	篠山市		3.10	3.40	篠山市
		柏原川	全域	小南	0.90	1.50	丹波市		1.60	2.00	丹波市
		高谷川	全域	高谷川上流	1.30	1.90	丹波市		2.10	2.70	丹波市
		葛野川	全域	上成松	2.20	2.80	丹波市		3.30	3.70	丹波市
淡路	洲本	宝珠川	全域	志筑	1.50	2.20	淡路市		2.58	3.35	淡路市
		洲本川	全域	桑間	1.10	1.70	洲本市・南あわじ市		2.20	2.75	洲本市・南あわじ市
		三原川	全域	播守	1.10	1.60	南あわじ市		1.68	2.40	南あわじ市
		都志川	全域	都志	1.60	2.00	洲本市		2.21	2.70	洲本市
		郡家川	全域	郡家	1.60	2.50	淡路市		2.56	3.36	淡路市

水防警報海岸 指定一覧表

発令県民局名 (H23.4.1現在)	発令事務所名 (H23.4.1現在)	水防警報海岸							海 岸			
		名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)	警戒潮位 (m)	対象市町 (H21.4.1現在)	発令方法 (注:いずれかの潮位計が 発令基準に達したときに発 令)	名 称	指定区域	検潮所	通報潮位 (m)
阪神南	尼崎港	武庫川	全域	武庫川潮汐堰	OP+2.50	OP+3.50	尼崎市・西宮市					
		左門殿川	全域	左門橋	延長距離 OP+3.0	OP+3.5	尼崎市					
		尼崎西宮 芦屋港海岸 (尼崎地区)	全域	尼崎	OP+2.8	OP+3.5	尼崎市					
東播磨	加古川	尼崎西宮 芦屋港海岸 (西宮芦屋地区)	全域	西宮	OP+3.0	OP+3.5	西宮市・芦屋市					
		播磨沿岸 (明石港)	全域	明石	TP+1.30	TP+1.80	明石市					
		播磨沿岸 (東播磨郡)	全域	東二見 高砂	TP+1.30 TP+1.20	TP+1.80 TP+1.70	明石市・播磨町・加古川市・高砂市	(注)				
中播磨	姫路港	姫路港 東島港	全域	飾磨	TP+1.60	TP+2.10	姫路市・たつの市					
		姫路港 東島港	全域	家島	TP+1.20	TP+1.70	姫路市					
西播磨	龍野	播磨沿岸 (相生港 赤穂港)	全域	相生	DL+2.20	DL+2.60	相生市・赤穂市					
		播磨沿岸 (垂水港 御影港)	全域	室津	TP+1.20	TP+1.80	たつの市					
		播磨沿岸 (御影港)	全域	飾磨	TP+1.60	TP+2.10	たつの市					
但馬	豐岡	芦屋山港 竹野港	全域	津居山	TP+0.85	TP+0.90	豊岡市					
淡路	洲本	淡路島沿岸 (東浦)	旧淡路町～洲本市	由良港	TP+1.20	TP+1.80	洲本市・淡路市					
		淡路島沿岸 (浦)	旧南淡路町～洲本市	播良港	TP+1.20	TP+1.60	洲本市・南あわじ市					
		淡路島沿岸 (西浦北部)	旧北淡町～旧五色町	江井港	TP+1.20	TP+1.80	淡路市・洲本市					
		淡路島沿岸 (西浦南部)	旧西淡町	淡港	TP+1.20	TP+1.80	南あわじ市					
								淡路島沿岸を4地区に 分けて発令				